

# 湯來賀とその「水戸侯宰相上公六十壽序」

新田 元規  
ARATA Motonori

徳島大学総合科学部 人間社会文化研究 第30巻

2022年

## 湯來賀とその「水戸侯宰相上公六十壽序」

### Tang Laihe and his message celebrating Tokugawa Mitsukuni's 60th birthday

新田元規

#### 〔目次〕

#### 序論

#### 第1章 湯來賀と『内省齋文集』

##### 第1節 湯來賀の家世と経歴

##### 第2節 湯來賀の著作

##### 第3節 湯來賀の交友

#### 第2章 『内省齋文集』に見える湯來賀の教化と慈善

##### 第1節 記録を通じての「勸善」——孝実践の顕彰を中心に

##### 第2節 「施善」活動とその記録——育嬰・義倉・修梁・禁屠牛・義塚・会館

#### 第3章 湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」の撰述

##### 第1節 湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」の内容

##### 第2節 張斐による明末清初学術の紹介——易堂と程山

#### 結論

#### 附載

〔1〕湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」

〔2〕『乾隆重修建昌府志』所載「湯來賀傳」

〔3〕『嘉慶重修揚州府志』所載「湯來賀傳」

#### 序論

湯來賀は、江西省南豊縣の出身、萬曆三十五年（1607）の生まれ。黄宗羲（萬曆三十八年生）、顧炎武（萬曆四十一年生）らと同世代にあたる。明朝の最末期に進士となり、崇禎から南明の弘光・隆武朝にかけて出仕し、官は兵部右侍郎に至った。南明政権を離れて後は、遺民として処世し、晩年には、朱熹ゆかりの白鹿洞書院（江西省南康府）の院長をつとめている。清初の時点では、民生・司法・治安の全面にわたる「経世済民」の実績と、穩健な性理の学、そして処身の廉潔さによって知られた士大夫であった。

明清期の江西において、省内の文化的中心として著名な学者・文章家を多く輩出したのは、南昌府・撫州府（特に臨川縣）、それに吉安府であった。しかし、清初の動乱期にあたって、省の東部に位置して福建と境を接する建昌府と贛州府が、当該時期の江西を代表する講学集団を輩出している。建昌府南豊縣では謝文洙とその門人が、贛州府寧都縣では魏兆鳳とその三子（際瑞・禧・禮）、友人たちが、それぞれ、城外の山間僻地に居住して学を講じ、道義にかな

った処世を貫くことを掲げ、それぞれに、「程山」と「易堂」として江西一省の範囲を越えて名声を博した。謝文洵に同じく南豊縣の湯來賀は、程山と易堂の人士の著作にたびたびその名が見える。また、彼らの没後ほどなく江西を来訪した王源（昆繩）は、「わたしは六月に江都（南昌）に至り、江西の人々をあちこちに訪ねたが、まったく以前におよばない。易堂の諸君子が没し、謝秋水（文洵）と湯惕菴（來賀）が相次いで亡くなって以来、続いて起こった者は沈み埋もれた者が多い<sup>1</sup>」との慨歎を漏らしている。湯來賀が、程山や易堂の講学圏に位置を占め、江西を代表する士大夫と目されていたことがうかがえよう。

今日、湯來賀の著作は、『内省齋文集』三十巻が伝存しており、性理学、歴史評論、政治制度論、在官時の治績、序・記・伝類、書簡・寿序に類した贈答の文などを内容とする。『内省齋文集』を粗く見渡す限りでは、湯來賀は、性理の学の細部にはさほど立ち入っておらず、その著述の力点は、着実な道徳的実践、教化・慈善といった社会活動、それに官僚としての政務に置かれている。湯來賀の学問を、道徳的実践や社会活動の面の比重の大きさに即して概括するならば、明末清初期におけるいわゆる「経世致用の学」の動向のうちでも、特に「日常における道徳実践を強調した」類型に分類されるであろう<sup>2</sup>。「日常における道徳実践を強調」というだけでは、時代を問わない儒家士大夫の一般的なあり方と径庭ないかにも思われるが、今日では、明末清初期の「実践派」に特有の思想傾向が、「宗教化」「庶民化」といった關鍵語のもとに、主として実践の形式に焦点をあてて把握されつつあり、湯來賀と関係の深い謝文洵も、そうした「実践派」の一例として名が挙げられる<sup>3</sup>。

本稿は、湯來賀の思想について、明末清初思想の「実践派」に分類できるという一応の見立てのもとに、そうした学問傾向と結びつく社会的活動の面に焦点をあてて検討する。湯來賀は、在官時から隠棲の後まで、教化や慈善の活動に持続的に関心を寄せ、関連した文章を多数

<sup>1</sup> 王源『居業堂文集』巻六「與梅耦長書」。「源於六月抵洪都、細江右人文、大不及曩時。自易堂諸君子歿、湯惕菴・謝秋水諸先生相繼謝世、後起者率多浮沈。」

<sup>2</sup> 山井湧氏は、明末清初期の「経世致用の学」を大きく三類型に分類し、その一つである「実践派」の特徴を、孫奇逢を具体例にとりつつ、「日用倫常すなわち日常生活における道徳的実践を強調した」と概括する。山井湧「明末清初における経世致用の学」（『明清思想史の研究』、東京大学出版会、1980年。原論文1954年発表）。

<sup>3</sup> 「実践派」の具体的なあり方としては、「父母への孝養」をまず第一として諸々の篤行を重んずる（「万里尋親」はその一例）、人格性を備えた天を想定しこれへの畏敬を拝礼儀式で表現する（拝天）、聖賢の画像を対象に拝礼を日常的に行う、「日録」を作成して修己を点検する、庶民向けの教化に熱心であり教説に卑近な表現を用いる等々が挙げられる（これらの特徴のある部分は、湯來賀と世代を同じくする中江藤樹の思想を想起させる）。総じて、教説の内容にもまして、道徳的実践を行う形式（表象や伝達の手段も含めて）の面に特徴が見られる。ここでいう「実践の形式」には、広くは、「城市に立ち入らず、山間に辟居して共同生活のもと講学を行う」といった活動の様式をも含めることができる。「宗教化」「庶民化」として概括されるこうした動向については、以下の文献を参照。王汎森『晚明清初思想十論』（復旦大学出版社、2004年）「3. 明末清初儒学的宗教化——以許三禮的告天之学為例」、「6. 日譜与明末清初思想家——以顏李学派為主的討論」、「7. 清初士人的悔罪心态与消極行為——不入城、不赴講会、不結社」、吳震『明末清初勸善運動思想研究』（国立臺灣大学出版中心、2009年）「「事天」与「尊天」——明末清初地方儒者の宗教關懷」、呂妙芬『成聖与家庭人倫——宗教對話脈絡下的明清之際儒学』（聯經出版、2017年）第二章「儒門聖賢皆孝子」、第四章「万里尋親的孝行」、第五章「在家拝聖賢的禮儀」。張藝曦「明代陽明畫像の流傳及其作用——兼及清代的發展」（『思想史』5、聯經、2015年）では、明代後期における聖賢や父祖の画像に対する日常的な拝礼行為の事例として、謝文洵の事例（孔子像への拝礼）と湯來賀の文章（『内省齋文集』巻二十八「王仲鳴像贊」および謝文洵評語）が取り上げられている。なお、「宗教化」「庶民化」に概括される上記の傾向は、「実践派」に分類される学者に限られるわけではなく、同時代の経学・史学に重きを置く類型の学者にあっても看取されるものである。

著しており、その中でも目を惹くのは、彼が「活動を記録し顕彰する」という行為の意味を明確に意識している点である。「教化と慈善」への関心それ自体は、同時代の潮流に乗ったごく一般的なものであるとして、特に「記録と顕彰を通じた活動への間接的な参与」という点に注目することによって、「教化と慈善」という実践について、湯來賀の思想の特徴的部分の把握を試みる。また、湯來賀は、明末清初期における江西東中部・東南部（建昌府・贛州府）の遺民士大夫の一事例であり、教化や慈善への関わりについて、謝文洙や魏禧らに見られる類似の事象にできるかぎり言及し、湯來賀を含めた士大夫集団の動向の総体を把握することにつとめる<sup>4</sup>。

『内省齋文集』所収の文章以外には、湯來賀の文章は、著作の序、贈答の文が数篇伝わり、そのうちの一篇として日本に伝存するのが、「水戸侯宰相上公六十寿序」、すなわち水戸藩主徳川光圀の還暦を祝賀する序文である。日本と直接の縁故があるわけではない江西の一士大夫が、それも崇禎の進士、南明隆武朝の兵部侍郎にして白鹿洞書院長である人士が、徳川光圀に寿序を贈っているというのは、意外にも思われる、もっとも、この間の経緯は、寿序本文にも周辺資料にも示されており、特段、謎めいたところはない。湯來賀が、徳川光圀に寿序を呈したのは、水戸徳川家の招聘を受けて渡日した友人張斐の求めに応じてのことであった。本稿では、湯來賀の学問の一端として、「水戸侯宰相上公六十寿序」の梗概を紹介し、明末清初の遺民士大夫によって、「東方の異人」として描かれた徳川光圀の像がどのようなものであったかを示す。

なお、くだんの張斐と水戸藩から派遣されて面会した日本人学者との対話においては、湯來賀と関係の深い南豊縣の人士（謝文洙・黄熙）が話題にのぼっている。論及自体は簡略であり、湯來賀の名があがっているわけではないが、張斐と日本人学者が南豊縣の人士について関心を向けた部分には、ちょうど湯來賀にも共通するある種の傾向があらわれているように思われる。明末清初の学のうちでも、湯來賀を含む「実践派」的傾向が、どのように同時代日本に伝聞されたか、そして、その傾向が、彼らの描く「奇人」像にどのように反映されているかをあわせて論ずる。

---

<sup>4</sup> 北村敬直氏は、贛州を中心とした清初期江西の状況（南明勢力と清朝の戦闘、金聲桓・王得仁の乱、三藩の乱、寇賊、抗租）と産業・交通等の条件をふまえて、魏氏三兄弟の生存戦略を明らかにしている。北村敬直「魏氏三兄弟とその時代」（『清代社会経済史研究』、朋友書店、1981年。原論文「寧都の魏氏—清初地主の一例」は1957・1958年発表）。王標「清初江西における文化的秩序の再建——江西巡撫宋榮とその交遊を中心にして」（『都市文化研究』13、2011年）は、清初江西の社会状況と、清朝地方官の文化復興活動を明らかにしており、地方官に協力を要請された魏禧ら江西の遺民士大夫の動向についても知ることができる。福建汀州府寧夏縣（江西贛州府と境を接する）の人である李世熊（萬曆三十年〔1602〕—崇禎二十五年〔1686〕）は、その生涯が湯來賀とほぼ重なり、かつ移動と交友の範囲にも重なりが見られる（李世熊は程山と易堂の人士および江西時期の方以智と交友があった）。三木聰氏の研究は、李世熊に焦点をあてて、清初期において在地活動に軸足を置いた遺民士大夫の具体像を明らかにしており、時代・地域・交友の重なる湯來賀を検討する上で参考となる。三木聰「明清交替期の地方士大夫と旅——福建寧化県の李世熊を中心として」（守川知子〔編著〕『移動と交流の近世アジア史』、北海道大学出版会、2016年）、三木聰「中国福建省の社会空間」（島田竜登〔編著〕『歴史の転換期7 1683年 近世世界の変容』、山川出版社、2018年）。三木氏の両論文では、江西・福建の境界地域の地理状況と、福建から江西を経て江南に至るまでの交通の経路（建昌は経路上に位置する）が示されており、この点でも裨益された。

## 第1章 湯來賀と『内省齋文集』

### 第1章 第1節 湯來賀の家世と経歴

湯來賀の出身地である建昌府南豐縣は江西省東部中央の山間区に位置しており<sup>5</sup>、宋代には「曾南豐」こと曾鞏を輩出している<sup>6</sup>。湯氏は、宋末に蘇州から南豐縣に移住したとされ、明代の嘉靖年間から、挙人（祖父・父・従兄）や貢生（曾祖父・伯父）を輩出していた。湯來賀の祖父邦翰（嘉靖四十年の挙人）は、祖母への孝養、弟たちの子を厚く撫育し、父紹中（崇禎十六年の挙人）についてもその伝はやはり、至孝と兄たちへの敬事を記す<sup>7</sup>。紹中の次兄裕中（歳貢生の資格により奉新縣学の訓導に任ぜられる）の人となりについて、易堂の彭任はその墓誌銘に、人の危難を救うことに熱心であったことを伝える<sup>8</sup>。來賀が生を享けたのは、家族倫理に篤く、かつ、郷里の人々の危急を救うことを標榜する家門であった<sup>9</sup>。

湯來賀は、萬曆三十五年（1607）生まれ、字は佐平、後に念平<sup>10</sup>。号は惕庵、主一山人。崇

<sup>5</sup> 南豐縣の自然・人文地理的環境については、南豐の地方行政の専論である辻高広「清末地方都市の公共事業実施によりみた知県と紳士との関係」（『中国—社会と文化』26、2011年）141頁を参照。同論文は光緒年間における南豐の公共事業（城内の柵欄設置、架橋、煙館の管理、保甲等）とこれへの紳士の関与を論じており、清初の時点での南豐における善堂活動についても記述がある。

<sup>6</sup> 湯來賀が、以下本文に述べるように道德実践〔行誼〕、官僚実務〔政事〕、文章〔文章〕を兼ねようと努め、なおかつ、「文章」よりもあえて「行誼」「政事」に比重を置いたことは、郷里の先人たる曾鞏に対する彼の評価に反映している。『内省齋文集』巻十九「南豐先生文集序」、三葉表/437頁C、「曾公の吏治は當時にあってとりわけすぐれていたのであるが、しかし名声を得たのは文章によってであり、世間では「南豐先生」と号し、その文を名づけて『南豐集』とした。……しかし、（曾公について）わたしがよるこぶのは、その文章だけではない。先生は人を救うことを優先され、天下万世を心にかけて。人民に有益なことであれば何であれ、それをはっきりと記録しないことを恐れ、それを十分に言い尽くさないことを恐れた。たとえば、越州における救災を記したのや（『越州趙公救災記』）、鑑湖圖に序するのと長渠を記したのは（『越州鑑湖圖序』『襄州宣城縣長渠記』）、いずれも懇切周到であって、わずかばかりの不備もなく、後人に奉じて模範とさせるものである。……聞くところでは、先生は立派な資質にして孝友にあつく、父君が亡くなった後は、継母にますますうやうやしくつかえ、四人の弟を世話し、九人の妹を育て、弟の学業、妹の婚嫁はすべて曾公の資力によってまかされた。その救世の苦心が言葉に溢れ、その文を読む人をしてあたかもその人に面と向かって会うかの感触を抱かせるのを見れば、「（曾公の）行誼は政事に及ばず、政事は文章に及ばず」というのは、確論とはいえないといことになる。」〔曾公吏治冠當時、而特以文名著、世號南豐先生、而即名其文爲《南豐集》。……然賀所嘉者、不特在其文、惟先生急於救人、以天下萬世爲其心。凡有益斯民者、紀之惟恐不明、言之惟恐不盡。如記越州救苗也、序《鑑湖圖》與記長渠也、類皆懇摯周詳、無纖微之弗備、俾後人得奉爲成憲。……聞先生至性孝友、父歿之後、事繼母益恭、而撫四弟、育九妹、學業婚嫁、咸資其力。觀其救世苦心溢於言表、使人讀其文、如親觀其人、而謂行誼不及乎政事、政事不及乎文章、豈確論乎。〕、湯來賀評語、「吾兄著作多得於躬行、及生平所設施、與曾公救世熱腸、前後合轍、故能闡發殆盡。曾公有知、當爲色喜。湯來賀（來賀の弟。字は敦實）は、康熙年間における曾鞏『隆平集』『曾南豐先生文集』の刊行に関与しており、康熙年間彭期刻本『曾文定公全集』巻首にその序文が見える。

<sup>7</sup> 湯氏の家世と祖父邦翰・父紹中の伝は、『内省齋文集』巻十一「家乘傳畧」、『（乾隆）建昌府志』巻四十二「人物傳・湯邦翰」、巻四十四「人物傳・湯紹中」。湯邦翰と紹中は南豐においてそれぞれ鄉賢祠と忠孝祠に列せられている。

<sup>8</sup> 彭任『草亭文集』、「奉新縣學訓導湯公墓誌銘」、250頁。

<sup>9</sup> 『内省齋文集』巻十一「家乘傳畧」、「六世祖尚義翁、諱順樸。……急施予、助昏喪、宗族咸賴之。景泰中、太守江君修復太平橋、翁捐貲助焉。甲戌大祲、翁嘆曰「鄰里皆饑、吾忍獨飽乎」、即出粟賑之。……五世祖月軒翁、諱桂。……家豐而儉、唯好施、歲荒大捐銀米、所活萬人。會天旱井枯、鄰有爭汲者、即造義井五區以濟鄉鄰。來賀の従兄洪先（字、若耻。萬曆三十一年の挙人。北直隸栢郷縣知県）についても、父母への孝事と宗族の人々に手厚かったことを、來賀が伝える。「篤宗誼、見病者、躬進藥餌以活之。……若耻少時、善事父母、歿後遇時物、必涕泣而薦之、終身以爲常」（『内省齋文集』巻十一「従兄若耻翁傳畧」）

<sup>10</sup> 湯來賀の経歴については、孟昭〔修〕黄祐等〔纂〕『乾隆重修建昌府志』巻四十四「人物傳・明・湯來賀」、張世浣等〔修〕姚文田等〔纂〕『嘉慶重修揚州府志』巻四十四「官蹟二・湯來賀」、『内省齋文集』所

禎三年（1630）、二十四歳で挙人に、崇禎十三年、三十四歳で進士にそれぞれ及第。揚州府推官に任ぜられると、おりからの飢饉に対処して、食糧と医薬を供給し、さらに翌年の飢饉を予測して対策を講じた<sup>11</sup>。崇禎十一年以来、高郵での湖水の氾濫によって、揚州治下の泰州・興化から淮水への漕運が困難となっており、崇禎十五年、湯來賀は、漕運総督の史可法に要請して、一時的な銀による代納を実現し民間の負担を軽減している<sup>12</sup>。推官の本務である司法業務については、裁判の滞留を解消し、また、治安の面では淮揚の「巨盜」の逮捕に成功する<sup>13</sup>。塩政を監督する宦官が、揚州治下の知州県たちに属礼をとるように要求した際には、自身が責めを負うこと保証して知州県たちに拒絶させている<sup>14</sup>。

崇禎十七年三月、李自成の反乱軍によって北京が陥れられると、明軍の総兵高傑（元は李自成の部将。明に投降して後、反乱鎮圧の一翼を担う）が南下し、南京の弘光帝政権（福王政権）から揚州の管轄を命じられる。しかし、揚州の士民は、高傑の粗暴を恐れてその入城を拒絶したため、高傑は、揚州を攻撃し郊外で略奪を行う。揚州に在任中であった湯來賀は、知府とともに防衛にあたり、高傑を退けた<sup>15</sup>。

南明政権期には、湯來賀は、弘光帝政権から新たに官を受け、刑科給事中、広東按察司簽事などを歴任し、刑科給事中から廣東への彼の転出には、阮大鍼を弾劾したことが原因となったとされる。廣東に赴任すると、海寇羅亞福の父が捕らえられていたのをあえて保釈し、羅亞福を感化して帰順させる<sup>16</sup>。弘光帝政権が崩壊して後、福州に成立した隆武帝政権に、広東から兵糧を供給し、その功績により戸部侍郎に任ぜられ<sup>17</sup>、さらに兵部右侍郎兼巡撫に遷る（隠棲後、「大司馬」をもって称されるのはこの官銜に因む）。隆武帝政権が敗退して後、廣東の永曆政権が発足する（隆武二年／順治三年）と湯來賀も当初はこれに参加したようであるが<sup>18</sup>、

---

収の諸篇にもとづく。蔣寅『王漁洋事迹徵略』（人民文学出版社、2001年）康熙二十四年五月九日条（316頁）によれば、于建邦『湖山堂集』卷三に「業師湯文恪公傳」が収録されているという（未見）。

<sup>11</sup> 『内省齋文集』卷十三「廣陵庚辰賑粥記」、同「廣陵辛巳賑麥記」。庚辰崇禎十三年の救恤活動を記録した「廣陵庚辰賑粥記」一篇において、湯來賀は、協力を仰いだ兩淮巡鹽御史張緒倫、都轉運副使黃元功は無論のこと、貢獻した吏書・甲首の氏名をすべて記載している。湯來賀が、在官時の政務記録において、貢獻のあった下僚の氏名とはたらきを特記するのは、「旅安山碑記」（『内省齋文集』卷十三）、「僱募民舟記」（同前）も同様である。

<sup>12</sup> 『内省齋文集』卷十四「漕糧改折紀事」。同篇の末尾には、史可法による湯來賀のための薦疏を附録している。漕運は司法部門の担当であり、救恤とは異なって推官である湯來賀の管掌であった。「僱募民舟記」（『内省齋文集』卷四）の内容は、崇禎十五年、揚州での漕運の不調に対処するために民間の小舟と乗り手〔舟人〕を湯來賀みずから確保して雇役した一件である。

<sup>13</sup> 『内省齋文集』卷十四「廣陵靖盜記」。

<sup>14</sup> 『嘉慶重修揚州府志』卷四十四「官蹟二・湯來賀」、「會中貴督齏來揚、強郡邑行屬禮、來賀不從、移書諸縣令、曰「此膝一屈、不可復伸。諸君但以余爲辭、彼必怨我。願爲諸君獨肩之、其風概如此。」

<sup>15</sup> 『明史』卷二百七十三「高傑傳」、「京師陷、傑南走、福王封傑興平伯、列於四鎮、領揚州、駐城外。傑固欲入城、揚州民畏傑不納。傑攻城急、日掠廂村婦女、民益惡之。知府馬鳴騶・推官湯來賀堅守月餘。傑知不可攻、意稍怠。」

<sup>16</sup> 『内省齋文集』卷十四「粵東招降紀事」。同記事によれば、羅亞福は帰順して盜賊の鎮定に従事し、湯來賀が廣東を離れるにあたっては、「釋父之恩、終身不敢忘」と涙ながらに誓ったといい、湯來賀は一篇を、「惻隱之心、人皆有之」（『孟子』告子上）を引いて締めくくる。

<sup>17</sup> 『建昌府志』卷四十四「湯來賀傳」、「唐王僭於閩、苦餉不支、將由建寧就何騰蛟於楚。適賀自廣東運餉十萬由海道至、王喜擢戸部侍郎」、「明史」卷一百十八「唐王朱聿鍵傳」、「（隆武元年／順治二年）十二月發福州、駐建寧。廣東布政湯來賀運餉十萬由海道至。」

<sup>18</sup> 温睿臨『南疆譯史』卷四・紀略四・永明王上、「丙戌（隆武二年／順治三年）秋九月、大清兵下汀州。唐王聿鍵就執。粵中總督丁魁楚・巡撫瞿式耜・巡按御史王化澄、與舊臣呂大器・李永茂・晏日曙・湯來

やがて離脱し、以後は郷里に隠棲する<sup>19</sup>。

湯來賀は隠棲後も、吏治と気節、文章を兼ね備えた士大夫として声望が高かった<sup>20</sup>。康熙二十四年（1685）、江西巡撫安世鼎の招聘により、江西北部、廬山の麓に位置する白鹿洞書院（南康府星子縣）の院長〔主洞〕となる。乾隆修の『白鹿洞書院記』は、朱熹の「白鹿洞揭示」（「朱子白鹿洞規」）や胡居仁の学規（「主洞胡居仁規訓」）と並んで、湯來賀の定めた学規（「主洞湯來賀学規」）を収めている。康熙二十四年、漁洋山人王士禎は、廣東での公務の帰途、南安府を經由した際、白鹿洞書院を訪れており、院長である湯來賀と対面し、詩を贈った<sup>21</sup>。康熙二十六年、すなわち湯來賀八十歳の年が、日本の貞享四年、徳川光圀の還暦にあたり、その前年（＝張斐が初めて日本に渡り一旦帰還した年）に、「水戸侯宰相上公六十壽序」を作ったと考えられる（「壽序」中に、康熙二十五年に張斐の依頼を受けたことが記される）。康熙二十七年八月十七日<sup>22</sup>、八十二歳で没。

## 第1章 第2節 湯來賀の著作

湯來賀の著作として現存するのは、康熙刊本の『内省齋文集』三十二卷である<sup>23</sup>。卷首序文四篇のうち、張貞生序は「康熙辛亥」（十年）、嚴曾架序は「康熙庚申」（十九年）をそれぞれ紀年する。『（乾隆）建昌府志』「湯來賀傳」は、その著作として、『内省齋文集』の他に、『鹿洞邇言』『居恒語録』『廣陵東粵政事』を挙げており、その他には、『内省齋文集』卷十九に序を収める『標點孟子』も広義の著書に含めることができる。書名から見るに、『鹿洞邇言』は、白鹿洞書院での講学、『廣陵東粵政事』は揚州・廣東での治績をそれぞれ内容とするのである

---

賀・董天閔・朱治憫・周鼎瀚・朱容藩・方以智・林佳鼎・程源等議所立、乃共推永明王。」

<sup>19</sup> 隠棲後の湯來賀の状況については、一時徐芳のもとに身を寄せていたことがわかる他は、情報が少なく、「湯公不出二十年、不居城市居山澤、六十鬚髮已皤然、衣冠朴陋如孤客」（彭任『草亭詩集』五言古「贈湯楊菴先生」）とされるように長らく山居していたようである。康熙年間に入ってから揚州・杭州・福建に赴いたことが確認できる。順治二年以後、江西南部は、進駐する清軍、南明と地方士紳からなる抵抗勢力、流寇・土賊との間で熾烈な混戦状況を呈しており（南明はしばしば寇賊を招撫し、また、明・清両軍も劫略で兵糧を調達するため、戦場となる地域住民にとっては、いずれの勢力も性格に大差は無い）、地方士紳は、積極的にいずれかの政治勢力に参加するか、あるいは、郷勇を編成したり、山中に退避したりするなどで生存をはかった。建昌は、順治二年八月、贛州は順治三年十月にそれぞれ陥落し、順治五年に、金聲桓・王得仁の反乱が起こると翌年まで、再度（ただし明と清で攻守入れかわって）贛州が包圍攻城される。以上、順治年間における江西南部の軍事・治安状況の詳細は、注4所掲北村敬直「魏氏三兄弟とその時代」、吳金成「明末・清初江西南部の社会と進士——清朝勢力の地方浸透過程と関聯して」

（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢（下巻）』、汲古書院、1990年）を参照。

<sup>20</sup> 彭士望『恥躬堂文鈔』卷五「内省齋文集序」、三十一葉表/94頁A、「崇禎季年、湯佐平先生理揚州、治行爲天下最」、王漢「内省齋文集序」、『内省齋文集』卷首、一葉表/220頁A「江右故多文章節義之士、自古稱之。以今觀於湯佐平先生其一也。先生負命世才維揚・東粵、治行第一……。」

<sup>21</sup> 王士禎『居易録』卷五、同『漁洋山人精華録』卷四・古體詩「初入五老峯謁白鹿洞呈湯佐平先生」。湯來賀に呈した上の一首は、橋本循『王漁洋』（集英社・漢詩大系23、1965年）に「初めて五老峰に入り白鹿洞に謁し湯佐平先生に呈す」として訳出されている（「四・南海旅行とその後の作」、297頁）。蔣寅『王漁洋事迹徵略』（人民文学出版社、2001年）康熙二十四年五月九日条（315頁）によれば、王士禎は、星子縣城でちょうど白鹿洞書院に赴任する湯來賀と対面し、その後、改めて白鹿洞書院の文會堂で対面し、共通の知人である冒襄に話題が及んだという。王士禎は、この年二月に、用務先の廣州にて易堂の魏禮と対面している。上掲蔣寅『王漁洋事迹徵略』康熙二十四年二月十日条（307頁）を参照。

<sup>22</sup> 忌日は、彭任『草亭文集』「祭湯楊菴文」に拠る。

<sup>23</sup> 『内省齋文集』康熙刊本を、『北京圖書館古籍珍本叢刊』第113冊と『四庫全書存目叢書』集部第199冊が影印を収録する。なお、居室「内省齋」の趣旨は、「内省齋銘」（『内省齋文集』卷二十八）に見える。

う。易堂の彭士望によれば、湯來賀在官時の施政に関わる記録を、湯适（來賀の子。後名は永誠）が編集して江南で出版しており<sup>24</sup>、これが、『廣陵東粵政事』に当たる可能性がある。同書は伝存しないものの、その内容はおおよそ、『内省齋文集』巻十三と十四に収められた施政の記録がこれに相当すると考えられる。

湯來賀の著述の内容を示すために、『内省齋文集』収録の文章全 380 篇のうちの一部を、大まかに主題別に分類する。下の分類はあくまで便宜によるものであって、中には、主題が、「慈善」と「教化」のいずれにもあてはまり、かつそれが「治績の記録」であるという文章も見られる。

○史論……「公孫弘論」（巻二）、「謝安石論」（同）、「王河汾論」（同）、「王彦章論」（同）<sup>25</sup>他十二篇。

○政治制度論……「取士議」全二篇（巻三）、「用人議」全五篇（同）、「官評議」全二篇（巻四）など。

○講学・性理学……「講學論」（巻一）、「講學議」（巻四）、「薛尚謙語録辯」（巻五）、「鄒東廓語録辯」（同）、「歐陽南野語録辯」（同）、「王心齋語録辯」（同）、「良知説」（巻六）、「評點孟氏序」（巻十九）

○慈善……「同仁會序」（巻七）、「八閩會館記」（巻七）、「八閩義冢記」（巻七）、「廣育嬰説」（巻七）、「購山紀」（巻十四）など。

○教化（善書・六論）……「移風説」（巻七）、「黄山孝牛記」（巻十三）、「迪吉録序」（巻十五）、「重梓感應篇序」（同）、「六言解序」（同）、「六言歌序」（同）<sup>26</sup>、「援溺勸戒編」（同）など。

○治安・防衛……「團練保甲説」（巻七）、「平砦紀序」（巻二十）

○飢饉対策……「勸積義穀序」（巻十八）、「勸設義倉序」（同）など。

○吏治……「仕途鑒徵録序」（巻十五）、「當官功過格」（同）、「詳刑要覽序」（同）、「呂公實政録序」。

○官僚時代の治績の記録……「廣陵賑粥記」（巻十三）、「廣陵賑麥記」（同）、「鳳陽清獄記」（同）、「粵東郷約紀」（同）、「旅安山碑記」（同）、「漕糧改折紀事」（巻十四）、「僱募民舟紀」（同）、「廣陵靖盜紀」（同）、「粵東招降紀」（同）、「欽恤録序」（巻十八）、「敬慎

<sup>24</sup> 彭士望『恥躬堂文鈔』巻五「内省齋文集序」。

<sup>25</sup> 王彦章は五代後梁の軍人であり、朱全忠とその後継皇帝に忠を尽くして、最後は後唐の李存勖に殺害された。歐陽脩『新五代史』は、王彦章を「死節傳」（巻三十二）に列するが、湯來賀「王彦章論」は「其所仕者、篡逆之朱温也。……其所爲死者、篡逆之後而暴亂之朝也」として、王彦章を忠節として扱うことを非とする。『内省齋文集』の『四庫提要』はこの一篇を特にとりあげて、李自成に帰順した人々を念頭に置いての「ためにする言」であると評する（「江右之俗、無不尊其郷先生、而來賀論王彦章、爲忠於賊不可爲死節、獨深斥歐陽脩《新五代史》之非、則爲明季降闖諸人而發、所謂有爲言之者也」。明治前期に西川文仲が編んだ清人文の選集『文語湧泉』（1879年、竹苞樓）上巻に、湯來賀「王彦章論」を、朱彝尊「秦始皇論」、魏禧「許士重詩序」「論世堂文集叙」などと並べて収めており、「徳川光圀六十壽序」を掲げば、湯來賀の文が例外的に日本で読まれた事例である。

<sup>26</sup> 『六言歌』は、歌謡の形式をとった六論の解説書（瞿九思作、李小有刪定）であり、善書である『迪吉録』『感應篇』に同じく庶民向けの教化を内容とする。湯來賀は『六言歌』を揚州において刊行した。

録序」(同)、「東粵分巡録序」(同)

『内省齋文集』に収録されていない詩文等に以下が確認できる。

- 鍾惺・章調鼎撰『詩經備考』(崇禎十四年序) 序文
- 張貞生『庸書』(康熙刊本) 序文。
- 乾隆年間毛德琦重訂『白鹿書院志』卷六「主洞湯來賀學規」。
- 「恭祝日本水戸侯宰相上公六袞榮壽序」(徳川光圀六十壽序)。
- 卓爾堪『遺民詩』卷四収録の「過舊寺次拙菴韻」「懷孔登小卓左車龍文許師六」二首。

### 第1章 第3節 湯來賀の交友

湯來賀との交友を確認できるのは、地元である建昌府とその南に隣り合わせる贛州府の士大夫たちが多い。特に関係の深い徐芳(萬曆四十七年〔1619〕生、号拙庵)は、建昌府南城縣の出身、湯來賀と同年の進士であり、湯來賀のために、『内省齋文集』を評訂し、序文を執筆している。湯來賀は、南明政權から離脱してほどなく順治五年の時点で、徐芳とその兄である徐英のもとに身を寄せていた<sup>27</sup>。徐芳は、異人・異聞を内容とした伝奇を得意とする文章家として知られ<sup>28</sup>、「乞者王翁傳」「奇女子傳」「義犬記」「神鉞記」といった彼の手になる伝・記は(いずれも『懸榻集』所収)、伝奇の名篇として知られる魏禧「大鐵椎傳」ともども、張潮編『虞初新志』に収められている。

湯來賀の郷里である建昌府南豐縣では、謝文洊(萬曆四十四年〔1616〕—康熙二十一年〔1682〕)を中心とする講学集団が、县城の西、琴臺石下に程山学舎を構えており、実践に重きを置いた学風で知られた<sup>29</sup>。謝文洊とその門人である「程山六子」(甘京・封濬・黄熙・危龍光・曾日都・湯其仁)が知られるが、広くは、湯來賀や李萼林といった南豐の人士もその外縁に含まれる<sup>30</sup>。第3章・第2節で述べるように、「程山夫子」こと謝文洊とその門人の評判は、張斐を介して、同時代の日本にも伝わっている。

湯來賀は自身より年少の謝文洊を師として遇していたが、ただし、日常的に謝文洊に師事することはできなかったため、自身の子である适(永誠)を謝文洊のもとで学ばせている<sup>31</sup>。

<sup>27</sup> 『内省齋文集』卷十二「郷鄰避兵記」、同「再觀郷鄰避兵記」。

<sup>28</sup> 黄宗羲〔編〕『明文授讀』卷十所収徐芳「三民論(上・下)」付黄宗羲評、「徐芳字拙庵、盱江人、崇禎庚辰進士、出守澤州。小説家手段、能以趣勝、其合處不減東坡小品」、『(乾隆)建昌府志』卷四十四「人物傳・徐芳」。

<sup>29</sup> 謝文洊の講学と思想傾向、キリスト教の影響が看取される特徴的な見解(「道徳的主体の永遠性」觀念、不朽である過去の聖賢との一体感、その「聖徒の交わり」觀念との類似等々)について、呂妙芬「從儒釋耶三教會遇的背景閱讀謝文洊」(『新史学』二十三卷一期、2012年)を参照。謝文洊には、パントーハ(龐迪我)『七克』を正した『七克易』なる著作があった(『謝程山集』卷十四「七克易序」)。呂妙芬氏論文136頁以下。

<sup>30</sup> 易堂の彭任は、謝文洊を程山に訪問して議論を交わし、謝文洊周辺の人士の一人であった湯來賀とも交友を持った。彭任『草亭文集』卷首・彭兆泰・彭雲鴻・彭雲駒述「行略」、二葉表/209頁A、「聞南豐謝秋水先生講學程山、徒步造訪、淹留雷數月、與謝先生往復辯駁。謝先生亦心折、與爲兄弟交。一時南豐湯先生楊菴・廣昌黄先生介五、程山之門封先生禹成・黄先生維緝・甘先生健齋・曾先生焯公、羣推服爲友善」。

<sup>31</sup> 『程山謝明學先生年譜』「順治十有六年己亥四十有四歲」條、十一葉表/354頁C、「春正月朔、湯适(後改永誠)及門。适、大司馬來賀子。司馬十年年長、每遇程山、退然如不及。致書曰「先生賀之師、非

湯來賀と謝文洵が相互に贈った寿序が遺されており<sup>32</sup>、『内省齋文集』所収の各篇には謝文洵の評が多く見える。謝文洵以外にも、『内省齋文集』には、程山六子の甘京と黃熙に関する伝・序が見える<sup>33</sup>。

贛州府寧都縣の翠微峰に拠り、程山の人士とも交友が深かったのが、魏氏三兄弟（際瑞・禮・禧）をはじめとする易堂九子（魏氏三兄弟の他、彭士望・林時益・李騰蛟・邱維屏・彭任・曾燦）である。程山の「理學」に対して、易堂は「經濟」を本領とし、清初期にあっては、程山と易堂は、南康府星子縣（江西北部）の宋之盛一門、いわゆる髻山と鼎立し、三集団がそろって、その学問と、処世面で厳格に道義を貫く姿勢（いわゆる「氣節」）とによって声望が高かった<sup>34</sup>。易堂九子のうちでも、魏禧（天啓四年〔1624〕—康熙十九年〔十一月／1681年1月〕、字冰叔）の活動範囲は江西を越えて広く、その古文の評判とあいまって、易堂の名を同時代に知らしめた。湯來賀『内省齋文集』と魏禧『魏叔子文集外篇』の文集には、相互に評語が見え、湯來賀は、魏禧五十歳の寿序を撰している<sup>35</sup>。魏禧が飢饉対策を論じた「救荒策」（『魏叔子文集外篇』卷三）は、同篇中に「湯念平」の説として、「勸積義穀序」「募義穀疏」二篇（『内省齋文集』卷十八）を採録している<sup>36</sup>。

易堂九子のうち、魏禧の他に、彭士望〔萬曆三十八年〔1610〕—黃熙二十一年〔1683〕、字躬庵。南昌の出身〕と彭任がそれぞれの文集中に湯來賀に関わる文章を収めている<sup>37</sup>、特に彭任（天啓四年〔1624〕—康熙四十七〔1708〕、字中叔）と湯來賀の交友は、彭任が湯來賀のために撰した祭文にその委曲が回顧されている。彭任と湯來賀は、順治十一年（1654）に知り合ってから、三十年以上にわたって交友を続け、康熙二十一年、謝文洵が歿したおりには、そろって会弔した。その五年後、彭任は、湯來賀の逝去を三か月の後に知らされ、不意の永別を嘆いている<sup>38</sup>。なお、経世と文章をうたわれた易堂の人士のうちでも、彭任は、性理学を重んじ、「正心・誠意・省躬・克己之行」につとめたとされ、学問の傾向は謝文洵と湯來賀に近い

---

賀之友、本宜執贊北面。但不能日侍函丈、而空書一束、恐流於浮慕。是以次且未敢、乃以适受業。」

<sup>32</sup> 湯來賀『内省齋文集』卷二十三「謝秋水先生六十序」、謝文洵『謝程山集』卷十五「大司馬湯惕庵先生七十有二序」。

<sup>33</sup> 甘京の『家禮酌宜』には、湯來賀と謝文洵がそろって序を寄せている。『内省齋文集』卷十九「家禮酌宜序」、『謝程山集』卷十四「家禮酌宜序」。「南豐孝慮不火記」をはじめとする黃熙に関する湯來賀撰述の文章は第3章・第2節で挙げる。

<sup>34</sup> 「易堂」は三兄弟の父、魏兆鳳が翠微峰にかまえた山堂の名。三魏をはじめ易堂の人士については、注4所掲北村敬直「魏氏三兄弟とその時代」、趙園『易堂尋踪——關於明清之際一箇士人群体的叙述』（江西教育出版社、2001年）に詳しい。特に、易堂と程山との交流については、趙園『易堂尋踪』『南豐一星子』、138～140頁を参照。康熙四年四月には、髻山の宋之盛と、易堂の魏禧・彭任が程山に赴き、三山そろっての講学が行われた。陸勇強『魏禧年譜』（齊魯書社、2014年）康熙四年四月条、109頁。

<sup>35</sup> 湯來賀『内省齋文集』卷二十三「魏冰叔五十序」、書簡は、同卷二十五「復魏冰叔」。『内省齋文集』の魏禧評は随所に見えるが、『魏叔子文集外篇』の湯來賀評は、「蘇雲卿論」（卷一）のみである。

<sup>36</sup> 魏禧「救荒策」は魏源『皇朝經世文編』卷四十一（戸政十六・荒政一）に収められており、清代後期以後、湯來賀の救荒策が引用されている幾つかの事例は、いずれも魏禧「救荒策」を介しているはずである。

<sup>37</sup> 彭士望『恥躬堂文鈔』卷五「内省齋文集序」、彭任『草亭文集』「與湯惕庵先生」、同「奉新縣學訓導湯公墓誌銘」（湯來賀の伯父裕中の墓誌銘）、『草亭詩集』七言古「贈湯惕庵先生」、同「贈湯敦實」（湯敦實は來賀の弟來賁）、同・五言律「寄酬湯敦實」

<sup>38</sup> 彭任『草亭文集』「祭湯惕庵文」。

湯來賀と程山・易堂の人士は近隣にあって一つの交友圏を成しているが、ここに、湯來賀と魏禧が揚州など外地で築いた人脈が交錯する。湯來賀に徳川光圀六十寿序の執筆を依頼する張斐は、程山の謝文洊に從学したことがあり、魏禧との間でも交流があった（第3章・第2節で述べる）。湯來賀・魏禧・張斐の三人に共通した知人として、程山と易堂の人士以外では、揚州興化の人である李清（萬曆三十年〔1602〕—康熙二十二年〔1683〕）<sup>40</sup>とその友人である陸廷掄<sup>41</sup>が挙げられる。

このほか、魏禧の知友の範囲で、湯來賀との関係が確認できるのは、後年、顔元に從学したことで知られる王源（順治五年〔1648〕—康熙四十九年〔1710〕、字は昆繩）である。湯來賀は、王源とその父世徳（明の錦衣衛指揮僉事。『崇禎遺録』の撰者）と交友があった。王源の生母蕭氏を含めて、王世徳の夫人三人は、その貞節を知られており、湯來賀と魏禧とはそろって三夫人（徐氏・魏氏・蕭氏）と王世徳による齊家のあり方を顕彰する文章を著している<sup>42</sup>。王氏三夫人を一例として、湯來賀と魏禧との間で、同一人物についてその伝や序を著している例は複数見られる<sup>43</sup>。

揚州に在任中の湯來賀と知遇を得て、後に文章家あるいは学者として名を成した人士としては、冒襄と陳瑚とが挙げられる。湯來賀と冒襄（萬曆三十九年〔1611〕—康熙三十二年〔1693〕、字辟疆。揚州如皋縣）は老年に至っても、交際を保っており、相互に贈った寿序が遺されている。冒襄が、湯紹中・來賀父子のそれぞれ八十歳・六十歳を祝った寿序は、揚州における湯來賀の治績について、独自の情報を含んでおり、『内省齋文集』や『揚州府志』「湯來

<sup>39</sup> 彭征『草亭文集』巻首、彭兆泰・彭雲鴻・彭雲駒述「行略」、一葉裏／208頁D、「易堂諸先生、雖隱居邱壑、然經濟・文章・才學・行誼、各擅所長、先祖獨以理學自持、務爲正心誠意省躬克己之行、上追孔孟遺、下究宋儒朱陸異同之旨。」

<sup>40</sup> 李清は、崇禎・弘光朝に出仕し、『三垣筆記』『南北史合注』などの著書で知られる。湯來賀『内省齋文集』巻二十七「柬李映碧先生」、魏禧『魏叔子文集外篇』巻八「南北史合注序」、張斐『莽蒼園文稿餘』「南北史合注序」（『莽蒼園稿』147頁）。

<sup>41</sup> 卓爾堪『遺民詩』巻八「陸廷掄。字懸圃、揚州興化人、布衣、善古文詞、有集行世。李清と陸廷掄との関係は、湯來賀「陸懸圃文集序」（『内省齋文集』巻二十）に見えており、陸廷掄は李清と忘年の交わりをなし、李清の豊富な蔵書を利用して學問を築いたという。湯來賀が、吳牲（興化出身。山西巡撫として軍事に功績をあげ、禮部尚書兼大学士に至る。湯氏は揚州高郵にて知遇を得た）のために撰した傳に、陸廷掄の評語が見える（『内省齋文集』巻九「吳鹿友先生傳」）。陸廷掄に関する文章として、魏禧に「陸懸圃文叙」（『魏叔子文集外篇』巻八）、張斐に「贈陸懸圃」（『莽蒼園詩稿餘』、『莽蒼園稿』43頁）がそれぞれある。なお、張斐「南北史合注序」（『莽蒼園文稿餘』）と、陸廷掄「南北史合注序」（汪廷儒〔編〕『廣陵思古編』巻二十二「興化」所収）は、細部の異同はあるものの、基本的には同一の文章であり、何らかの事情が存するようである。異同の一例として、序の冒頭は、それぞれ、「丁巳夏、興化李公映碧稱七十、是日也……獨與某偕……而某以四方之故、不遑寧處、《南史》之約未踐」（張斐序）と「順治庚子夏、李公映碧稱六十、是日也……獨與掄偕……而掄以館鄰邑、《南史》之約未踐」（陸廷掄序）である。魏禧は、丁巳康熙十六年七月の時点で、『合注』を閲読（それも二回目）しており（魏禧「南北史合注序」）、張斐序が「丁巳康熙十六年夏に李清から『合注』の分纂を相談された」とするのと合わない。陸廷掄「南北史合注序」は繆荃孫『藝風堂雜鈔』巻三「李映碧事輯」にも収められており、『藝風堂雜鈔』は李福祚〔編〕『昭陽述舊編』（=『述舊』）より採録している。『昭陽述舊編』は未見。

<sup>42</sup> 湯來賀『内省齋文集』巻二十「王氏三恭人録序」、魏禧『魏叔子文集外篇』巻七「王氏三恭人傳」。

<sup>43</sup> 江西學政をつとめた蔡懋徳（蘇州崑山の人）に、湯來賀は自身が直接に、魏禧はその師である楊文彩がそれぞれ教えを受けており、湯氏・魏氏ともに蔡懋徳の伝を著している。『内省齋文集』巻九「蔡雲怡先生學政傳」、魏禧『魏叔子文集』巻十七「明右副都御史忠襄蔡公傳」。注102にも盧達の事例を挙げた。

賀傳」と相互に補う<sup>44</sup>。湯來賀は、陳瑚（萬曆四十一年〔1613〕—康熙十四年〔1675〕。号確菴、蘇州府太倉州の人）に宛てた書簡で陳氏の早年を回想し、「獨行己志、力矯世趨」という今日の彼のあり様がその早年から片鱗を見せていたことを告げている。陳瑚は、道德実践と社会活動を重んずる点で、湯來賀と同じく、明末清初の学の「実践派」に分類できるであろう<sup>45</sup>。

安徽省桐城縣の人である方以智と方孝標は、それぞれ主として、湯來賀の前半生と後半生に交遊を持った。湯來賀と方以智（萬曆三十九年〔1611〕—康熙十年〔1671〕）は、北京と廣東（隆武・永曆朝）において交際し、以後、それぞれが隱棲と放浪の境遇にあつて連絡が途絶える。順治十五年（1658）、江西に居を定めた方以智をその子中履が尋ね（いわゆる「千里尋親」）、途次に湯來賀のもとに立ち寄っており<sup>46</sup>、この後、おそらく方以智が程山を訪問した<sup>47</sup>際に湯來賀とも再会を果たしたと推測される。方孝標（萬曆四十五〔1618〕年—康熙三十五年〔1696〕、原名玄成。続柄では方苞の祖父の従兄弟にあたる）は、順治六年に進士及第、翰林院庶吉士、同編修と順調な官歴を歩むが、順治十四年の江南科場案（方孝標の弟章鉞が受験し、方姓の正考官から不正な優遇を受けて及第したことが疑われた）によって、父拱乾らとともに籍没の上、配流の処分を受ける。方孝標が、老境に達していた湯來賀と揚州で知遇を得たのは、官場で蹉跎し庶人となって後、康熙八年のことであった。湯來賀の文集に寄せた序によれば、方孝標は、もともと湯來賀の評判を耳にして、「功名の士」あるいは文章を本領とする人士であろうと考えていたが、いざ面識を得てからは、「躬行して理學に得る有る者」であると認識を改めたという<sup>48</sup>。方孝標と湯來賀、冒襄の三者の間に深い交情があつたことは、方孝

<sup>44</sup> 冒襄『巢民文集』卷三「壽湯楊庵先生暨太公同歲六十八十序」、湯來賀『内省齋文集』卷二十三「冒辟疆五十序」。冒襄は、この湯紹中・來賀父子に呈した寿序において、來賀が揚州推官の職にあつた時、重罪に問われたある諸生の冤を雪いだことを回想している。冒襄によれば、湯來賀は、この件に際して、急遽、冒襄を官署に呼び出して諮問し判断の材料とした。冒襄は、当該の諸生の品行にやや批判的であり、その氏名を匿して記録しているが、復社の中心士の一人であつた吳應箕が、当該の諸生の友人の立場から一件に言及しており、当該諸生が湯廷樞（玄薦。實應の人）という人物であることがわかる。吳應箕は、湯來賀について「弟又思之薦玄性命懸于湯佐平公祖之手、公祖仁人也。弟曾智而不便遽作長箋」云々と述べており、話の通ずる官僚と目していたようである。吳應箕『樓山堂遺文』卷六「與周仲馭序」。

<sup>45</sup> 『内省齋文集』卷二十七「寄陳言夏」。湯來賀によれば、陳瑚の同門で揚州に立ち寄つた人々は湯氏に対して執拗に「卑辭請託」したが、陳瑚は毅然としてそのようなふるまいをしなかった。「歐陽南野語錄辯」（『内省齋文集』卷五）、「王心齋語錄辯」（同）に、陳瑚の評語が見える。郷村において陳瑚が行つた郷約・講会・救恤活動については、注3所掲王汎森『晚明清初思想十論』所収「10. 清初の下層経世思想」。

<sup>46</sup> 湯來賀『内省齋文集』卷二十二「送方素伯序」。方孔炤・方以智『周易時論合編』卷十「繫辭上傳」に、ごく簡略なものではあるが、湯來賀と徐芳の説をそれぞれ一条ずつ収録する。徐芳は、方以智の伝として「愚者大師傳」（『懸榻編』卷三、黃宗義〔編〕『明文授讀』卷五十四に収める）を著しており、方以智は、徐芳『懸榻編』に序を寄せている（『懸榻編』卷首浮山藥地愚者弘智「序」）。

<sup>47</sup> 方以智が程山を訪ねたことは、謝文淳の側に記録がある。『謝程山先生年譜』「康熙十年辛亥五十有六歲」條、「冬十有二月、桐城陳默公（焯）來訪。……先是、方密之（以智）嘗往來程山、默公由是不遠千里而來」、『謝程山集』卷十五「送陳默公歸桐城序」。

<sup>48</sup> 方孝標『鈍齋文選』卷一「湯楊菴文集序」。方孝標の序文は、易堂の彭士望が執筆した「内省齋文集序」（恥躬堂文鈔）卷五）ともども、康熙刊本の『内省齋文集』の巻首を飾っていない。彭士望は、方孝標『鈍齋文選』に二篇の序を寄せており、ここでも、湯來賀周辺での人脈の交錯がみられる。彭士望「鈍齋文選序」、「鈍齋文選又序」（『方孝標文集』附録）。方孝標は、その没後に戴名世『南山集』案（康熙五十年）に牽連して戮屍され、遺族は寧古塔に配流された。大谷敏夫『清代政治思想史研究』（汲古書院、1991年）第一部第三章「戴名世斷罪事件の政治的背景」（原論文1978年）を参照。

標が冒襄の詩文集に寄せた序のうちにかがえる<sup>49</sup>。

伝存の康熙刊本『内省齋文集』の巻首は、徐芳、王潢、張貞生、嚴曾架の手になる四篇の序を冠する。すでに述べた徐芳を除き、他三名の閲歴を紹介する。王潢は、字は元俔、南直隸應天府（清の江西省江寧府）上元縣の人、崇禎九年の挙人。復社に名を連ねており、顧炎武と交友のあったことが伝えられる<sup>50</sup>。張貞生（天啓三年〔1623〕—康熙十四年〔1675〕）は、吉安府廬陵縣の人、字は幹臣。順治十五年の進士であり、同年及第の縁故によって程山の黄熙と親交があった。翰林院編修を授けられ、翰林院侍講學士に至っている。湯來賀とは南豊で知遇を得て、お互いに『内省齋文集』と『庸書』に序を寄せており、それぞれに宛てた書簡も文集中に遺されている<sup>51</sup>。張貞生の学問は、『庸書』なる著書名が示すとおり、「日用人倫」を重視する型であり<sup>52</sup>、湯來賀や程山の人士と共通する。嚴曾架は、杭州府餘杭縣の人、康熙三年の進士。父嚴沆の挙主である文德翼<sup>53</sup>から湯來賀の名を聞いており、後年、親炙する機会を得た。康熙十年、湯來賀が長子永誠をともなって西湖に来遊したおりに、來賀から求められて、『内省齋文集』の序を著した。

## 第2章 『内省齋文集』に見える湯來賀の教化と慈善

### 第2章 第1節 記録を通じての「勸善」——孝実践の顕彰を中心に

『内省齋文集』所収の文章のうち、伝・記・序類の文章と湯來賀の在官期における政務の記録では、彼が見聞した道徳的実践と、自他が取り組んだ救貧や育嬰等の慈善活動が数多く取り上げられている。本節と次節では、湯來賀のこれらの文章を材料に、各篇の梗概をまとめつつ、教化と慈善に関わる湯來賀の見解、特に「教化と慈善を記録・顕彰する行為」についての見解を把握する。

湯來賀が、道徳の実践を記録した伝・記・序類の文章の一例として、「董孝子孝婦傳」（『内省齋文集』巻九）を見る。同篇は、撫州府樂安縣の人である董弘學とその夫人羅氏の孝節を記

<sup>49</sup> 方孝標『鈍齋文選』巻一「冒辟疆詩文二刻序」。冒襄は方孝標とあうたびに、涙ながらに落魄の身の上を嘆いては、「數年来、嘗忍人之所不能忍」等々と愚痴をこぼすのが常であった。揚州を訪問した湯來賀は、方孝標に冒襄の近況を仔細にたずね、方孝標が有りのままに答えると、「生ぬるい友情で思いやったりせず、“人の化する能はざる所を化せ〔化人之所不能化〕”と告げよ（大意）」〔子何以姑息愛辟疆、而不以君子之德盡告之乎……子言辟疆能忍人之所不能忍、而何不告以化人之所不能化乎〕と、道学先生一流のしかたで発破をかけている。冒襄は涙ながらの昔語りのうちで、「崇禎之季……一時有司之賢者、率折節來諮謀議、何其樂也」云々と自身の輝かしい過去を懐かしんでいるのだが、当の「折節之賢有司」たる湯來賀が〔佐平昔爲廣陵司理、固向所謂折節之賢有司也〕、冒襄の体たらくに、（方孝標を介して）一喝をくらわす、というのが「冒辟疆詩文二刻序」一篇の趣向である。注44参照。

<sup>50</sup> 王潢は、順治十三年、顧炎武とともに南京の孝陵（洪武帝陵）に謁している。吳山嘉『復社姓氏傳畧』巻二「南直隸應天府・王潢」。張穆『顧亭林先生年譜』順治十三年丙申「閏五月……初十日、五謁孝陵」條。『亭林詩集』巻二「王處士自松江來拜陵畢遂往蕪湖」「王徵君潢具舟城西同楚二沙門小坐柵洪橋下」。沈岱瞻〔輯〕『（亭林先生）同志贈言』に、王潢「送顧寧人之吳興」一首を収める。

<sup>51</sup> 康熙刊張貞生『庸書』巻首湯來賀序。『内省齋文集』巻二十六「東張幹臣司成」。『庸書』巻十四「答南豊湯惕菴先生」。『庸書』書康熙刊本（『四庫全書存目叢書』集部第二二九冊収録）の巻首目録は、書簡名の「惕庵先生」四字を削っている。

<sup>52</sup> 呂妙芬『成型与家庭人倫——宗教對話脈絡下的明清之際儒学』（聯經出版、2017年）第一章「儒門聖賢皆孝子」、88頁。

<sup>53</sup> 文德翼は、江西九江府德化縣の人、湯來賀とは郷試に同年合格の時（崇禎三）から面識があった。『内省齋文集』巻二十「文允言集序」（文允言は德翼の子）、同二十八「文燈岩銓部像贊」。

録する。曰く、董弘學が十二歳で母を失った時、その悲哀は大きく、柩に侍しての哭泣は外の迅雷疾風といりまじるかに凄絶であり、隣人が怪異と勘違いするほどであった。羅氏を妻に迎えて後、董・羅夫妻は、継母とその子（弘學にとって異母弟にあたる）に献身的に奉養し、病弱な継母のための湯薬を世話し、羅氏は継母にかわってその子に哺乳した。結局、夫妻は次々と六人の継母につかえており、羅氏の孝節に感化されて、近隣の「悍婦」が行いを改めるに至った。粵から侵入した流賊が家々を焼き払ったおりに、董氏の家の壁に掲げられた孝箴を目にして、「孝子の家である」として火をかけなかった、と<sup>54</sup>。

「董孝子孝婦傳」に類した孝子伝の撰述は、概していえば、人々に孝を勧奨する、いわば「勧善」の意義を持つものとされる<sup>55</sup>。特に、湯來賀ら士人階層に即していえば、こうした「善の勧奨」こそが、「善なる行い」であった。無論、士人みずからが孝につとめることも、「善なる行い」に一応は含まれるはずであるが、かりにも選良たる（はずの）士人であれば、自身が孝につとめるのはごく当たり前の事柄であり、ことさらに「善」というには値しないであろう。士人にとっての「善なる行い」とは、単に自身が孝に励むよりも一段高い次元に求められるのであって、具体的には、「天下の人々に勧めて善をなさしめる」ことが求められる<sup>56</sup>。湯來賀は、「孝を記録し顕彰する」ことについて、「一般の人々を対象に”勧めて善をなさしめる」という目的を明確に意識しており、そのことは、彼が取り上げ顕彰する孝実践の内容に一定の傾向をもたらす。

湯來賀が、孝の模範例として積極的に取り上げようとするのは、「子が自身の肉体を毀損して薬餌に供し父母に滋養をつけさせる」といった極端な行い（割股や剖肝）ではなく、むしろ、「平凡な道徳的实践」〔庸行〕、「日常に行うべき当たり前の“孝”」〔日用當行之孝〕である。「当たり前の孝をこそ顕彰すべし」との考えは、詳しくは、「王孝子字説」（『内省齋文集』巻六）に説かれている。曰く、「孝子はいないか」と土地の人に問うても、「いない」との答えが返されるのは、人びとに「孝子」の何たるかが理解されていないからである。「孝子」というに値する「孝」とは、「股の肉をえぐって薬餌に供する」「氷上に伏して寒中に鯉魚を求める」

<sup>54</sup> 孝子伝の常として、「董孝子孝婦傳」には、家族道徳から公共道徳への順接が織り込まれており、「崇禎十七年の北京陥落に際しては、慟哭して父母を失ったかのごとくであった」ことも記されている。董弘學の孝については、「先孝彙編序」（『内省齋文集』巻十九）においてもとりあげられる。

<sup>55</sup> 顕彰を旨とした孝子の記録と、その集成（書物としての「孝子伝」「孝義録」）、孝子伝中の説話・画像における孝子・節婦の表象といった問題については、日本・朝鮮・ベトナムの事例も含めると膨大な研究蓄積があるが、消化することができなかった。宋代以降の時期を含めて、孝子譚の類型と、孝感説話や割股に対する士大夫の見解、割股を旌表するか否かの国家の対応については、松野敏之『朱熹『小學』研究』（汲古書院、2021年）「第四章 孝行譚」、同「明朝前半期における割股——禁令と韓王府への奨諭」（伊東貴之〔編〕『東アジアの王権と秩序——思想・宗教・儀礼を中心として』汲古書院、2021年）を参照。

<sup>56</sup> 『孟子』公孫丑上の「大舜有大焉……故君子莫大乎與人爲善」の朱熹『集注』は、「天下の人々皆に、善を行うよう励まさせることができたならば、君子にとっての「善」としては、これ以上のものはない」〔能使天下之人皆勸於爲善、君子之善、孰大於此〕とする。『孟子』公孫丑上の本節は、「善與人同」「與人爲善」といった語により、「同善会」の名称の由来となっている。『孟子』公孫丑上、「大舜はこれ（＝過ちを指摘されれば喜んだ子路と、善言を聞けば感謝した禹）よりもさらに偉大であった。善は人と同じくし、己を捨てて人に従い、人から取り入れて善を行うのを楽しんだ。……人から取り入れて善を行うのは、人が善をなすのを助けることである。ゆえに、君子（の行いとしては）は人と善をなすより大なるものはない。」〔大舜有大焉。善與人同、舍己從人、樂取於人以爲善。……取諸人以爲善、是與人爲善者也。故君子莫大乎與人爲善。〕

に類した極端な行いをいうのではない。王啓なる人物は、母の生前、これを篤く奉養し、母の没後も思慕はやむことなく、母が好んだ飲食物を目にしては心を動かされるのを常としたという。王啓のような平凡なあり方こそが、自分が求めて表彰したい孝である。世間は、「割股」「剖肝」に類した激しい行いであってこそ、孝であると思い込んでおり、そのために、平凡ではあっても篤実な「本物の孝」〔眞孝〕がかえって伝わらない。王啓に類した「庸行」をこそ大切に扱い、人々を鼓舞すべきである、と<sup>57</sup>。

湯來賀において、「平凡な孝実践をこそ顕彰しよう」との志向は、おのずと、「割股や剖肝に類した極端な孝実践を、否定こそしないものの積極的には顕彰しない」との姿勢と表裏をなす。この点は、「剖肝孝子説」(『内省齋文集』巻六)において、「揚州の蕭某が母のために剖肝し、母の病気は治癒したものの、蕭某は落命した」一件を例にとりて説かれている。曰く、自身の体を損ねて父母を救うというのは、「孝」にはあたらず、現に、至孝と目される舜・文王・閔子騫・曾子といった古人には、いずれも親が病臥した状況があったはずだが、誰も剖肝などしていない。誠心から親を癒そうと思えば、良医を求め、草木などの薬剤を求めるのであって、わざわざ自分の肝を供する必要はなく、そもそも、「生」を好む天道にあって、「子を殺して親を助ける」などということはいえない、と。この一件について、郷人は蕭某のために祠を立てて表彰しようとしていたが、湯來賀は、「割股・剖肝を立祠表彰するのは、かえって、人々に孝の実践を難しく感じ挫けさせてしまう」として立祠に反対する<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> 『内省齋文集』巻六「王孝子字説」、十五葉表/292頁C、「わたしはかつて、江北にあって、割股を行う者が一郡のうちに数えきれないほどいるのを見た。このことを世の人々にたずねると、「近頃は、孝子衣巾(孝子を表彰するための衣服か)がありますので、人々は喜んで割股を行うのです」とのことであった。刀をとってみずからを傷つけるとはまったく難事であるのに、さしあたり苦痛を忍んで行うというのであるから、まして平凡な孝の行い〔庸行〕であれば、(表彰されるとしたら)容易に行うはずではないか。今、わたしとあなたとが、平凡な孝の行いを敬い重んじ、誉めて世間に伝えて、人々に対して「これこそが孝であってそれ以上に求めるものではない」ということをはっきりとわからせれば、その風潮を耳にしてあり方を変える者もまた多く出ることであろう。強暴で度し難いものであっても、自らをがらりと改めるといふこともあろう。剖肝に類した行いを世間では孝であるとし、王啓のような本物の孝はかえって埋もれ消えてしまって、伝わらないとは何たることか。わたしはそこで、これを顕彰して、世の人子たる者に告げるのである。」〔予昔在江北、見割股者、一郡之中不可勝數、詢諸輿論、則曰「近有孝子衣巾、故人人樂爲此也」。夫操刀自割、實爲難事。且忍痛爲之、而況於庸行乎。今吾與子但敬之重之譽之傳之、使衆人曉然知即此爲孝、而不必他求、則聞風而動性者、將亦不可勝數矣。雖悍戾弗馴、有不幡然自改也。嗜割肝之類、世俗皆以爲孝、而眞孝若啓者、反湮沒而不傳。予故表而章之、以告世之爲人子者。〕

<sup>58</sup> 『内省齋文集』巻六「剖肝孝子説」、十一葉表/290頁C、「いにしへの大孝にかんった人のうち、上の地位にあった者では、舜・文王にまさる者はなく、下の地位にあった者では曾子(參)・閔子騫にまさる者はない。文王と曾子は通常の状況にあっての孝であった。大舜と閔子騫は、父母との関係が普通ではない状況にありながら、よくとりはからって孝を全うした者であった。この四人に、割股・剖肝の行いがあったとは聞かない。「彼らの親が病気にかからなかった」ということはありえないし、四人が割股剖肝を行えなかったということもない。もし、「割股剖肝をしてそれによってはじめて親の病を治療できる」というのであれば、舜・文王・曾子・閔子騫はその身を惜しんだりしなかったはずである。……ある人がいう、「肝を供して、母の病がそれによって癒えたというのは、至孝が天に届いたということではないのか」と。答えていう——そうではない。誠心があるのであれば、良医を求めて治療するものであり、草木・金石・鳥獸・虫魚の類はどれも薬たりうる。どうしてわざわざ自身の肝を用いたりしようか。天道は生を好むものであって、「子を殺してそれによってやっとその母を生かす」などという道理は絶対にない。……今、(割股をして命をおとした蕭某のために)祠を設けてしてことさらに顕彰したならば、人々はみな「自身の体を捨ててそれで孝をなすのだ」と言って、孝行を難事であると考え、尻込みしてしまうのではないか。」〔古之大孝在上者、莫如舜・文、在下者莫如曾・閔。文王・曾子處嘗之孝也。大舜・閔子則際人倫之變、而委曲以全其孝者也。此四人者、未聞割股剖肝之事也。豈其親獨無疾乎。何以不能行此乎。使必割股剖肝、而後可以療親疾、則舜・文・曾・閔當不自惜其身矣。……或曰「一進其肝、母病斯愈、豈

湯來賀は、「善の勸奨」それも、「一般の人々を対象としての勸奨」という目的に応じて、「平凡な孝の実践」〔日用當行之孝〕を特に表彰することを選んだ。表彰の対象についてのこうした選択は、彼の伝・記体の書きぶりに反映される。「愚蒙を警勸する」ことを意図して、「質樸な文章でもって丁寧の説きつくす」に類する評価は、湯來賀の文章について、たびたび言われるところであり<sup>59</sup>、要するに「素朴かつ懇切」がその特徴であった。湯來賀の文章のこうした傾向は、易堂の彭任の文章について、魏禧が「庸常正大の理を以て、之を懇誠明白の文に出だす」〔以庸常正大之理、而出之懇誠明白之文〕と評するのを想起させる<sup>60</sup>。学問の傾向として、湯來賀と彭任は近く、冗漫に流れるのを憚ることなくとにかく意を達せしめようとする懇切な書きぶりは、おそらくは、湯來賀と彭任が体現する学問傾向が、その修辞に現れたものであろう。内容、表現にわたって「庸常」たることを旨とするとは、魏禧が、両面での放縦さ、奇抜さを追求するのとは好対照を成す。

「孝」をめぐる湯來賀の著述の眼目は、「一般の人々を対象としての勸奨」に尽きるものではなく、教化にあたるべき士人を対象にして、「庶民に“綱常之重”を知らしめよ」と呼びかける（要するに“善の勸奨”の勸奨）ことも忘れない。「黄山孝牛記」〔『内省齋文集』卷十三〕は、母牛が衰弱するとその子牛が飲食せず、母牛の塚を前に哭して絶命したことを伝えて、「至愚なる牛も孝を行いうるのであり、まして人であれば、上に立つ者が導くことによって必ず化し得る」と説く<sup>61</sup>。湯來賀は人ならざる異類であってもまた孝をなしうることを引き合い

---

非至孝格天乎。曰——不然、既有誠心、則求良醫以療之、凡草木金石鳥獸蟲魚之屬、無不可以爲藥、何必用己之肝。天道好生、必殺其子、而後可以生其母、此必無之理也。……今特祠以表之、是使衆人皆曰「必捐軀而後可以孝」、不將以孝爲難能而人皆自諉耶。〕

<sup>59</sup> 『四庫全書總目提要』集部三十四・別集類・存目八「湯來賀・内省齋文集」、湯來賀の文は、多くが、浮薄な風氣に磨きをかけ、愚妄な人々を教え励まそうとするものである。それゆえに、その言葉はともすれば質樸であり、伝えることを最後まで言い言い尽くそうとしている。〔其文多以砥礪薄俗、警勸愚蒙。故詞多質樸、務求盡意而後止。〕

<sup>60</sup> 彭任『草亭文集』「禮記類編序」の魏禧評語、226頁A、「喪禮選義序」及此篇以庸常正大之理而、出之懇誠明白之文、似朱子《大學》《中庸》諸序。當與天壤不朽。『喪禮選義』は、黃熙の著作である。

<sup>61</sup> 『内省齋文集』卷十三「黄山孝牛記」、十五葉表／376頁C、「宜邑黄山寺のある牛が、病んで食べ物を口にできなくなり、痩せて命尽きるのを待つだけであった。その子牛は、母牛の病を見てやはり食べ物を口にしなくなった。母牛が亡くなるに及んで、黄山のふもとに埋葬した。墓をつくと、子牛は墓の下にあって一声鳴いて息絶えた。僧侶はこれがかわいそうに思い、子牛のために「義牛塚」を立ててやった。わたしの友人の劉孔仁は、書を寄せて記文を依頼してきた。わたしはこれをきいて嘆じていった。——なんと孝たることか、この牛は。その母が病むと食らわず、母が亡くなるとなげき悲しんで命を落とした。人の孝行であっても、これ以上に加えるところはない。その名を、「義牛」から「孝牛」に変えていただきたいものだ。牛の性質というのは、いたって愚鈍である。それなのに、このように孝を行い得るというのは不思議なことである。この牛は、人にまさるのであろうか。……禽獸異類ですら母という存在をこのように理解しているのである。（ところが）世には、一官に執着して、その身が軍旅のうちにあるわけでもないのに心を抑え情をなくし、ほしいままにして悲しむ様子を見せない者（＝父母の喪があるのに官職を辞さない者）がいる。まったく異類に及ばないではないか。至情が動物に宿って、かえって人には外れてしまうに至ったのであろうか。はたまた、力におもむき走り利を争う風潮が、いぶすかのごとく染み入るがごとくにして定着し、教え導いて目覚めさせる者がいない、ということであろうか。もし、上に立つ人が礼教をとるとび、風俗を醇良にし、皆に綱常の重さを知らしめ、普通の道を失わないようにさせたならば、禽獸に席を譲るに至るといことがあろうか。この孝牛を見て、ますます確信した。「天下には不善の性など無く、教化しえない人も無い」と。世道に責任を負う者は勉めずにいられようか。勉めずにいられようか。〔宜邑黄山寺一牛、病不能食、瘠而待盡。有一犢見牛母病、亦不食。及牛母歿、瘞于黄山之麓。既封塚、犢於牛塚下、一動而絶。浮屠氏哀之爲立義牛塚云。予友劉孔仁貽書屬記、予聞而嘆曰——孝哉、斯牛。其母病而能不食、母歿而哀慟以死、雖人之孝行、曷以加焉。請易其名、曰孝牛。夫牛之爲物、至愚也。乃能行孝如斯、異哉。斯牛不愈于人乎。……嗟乎、禽獸異類、猶知有母若斯乎。世有戀戀一官、

に出して、「天下無不善之性、無不可化之人」を強調し、「上之人」「有世道之責者」に対し教化の責務をはたすよう呼び掛けている。

## 第2章 第2節 「施善」活動とその記録——育嬰・義倉・修梁・禁屠牛・義塚・会館

『内省齋文集』において、「勸善」と並んで数多く論じられるもう一つの主題は、救恤・育嬰などの慈善活動である<sup>62</sup>。慈善に分類される活動も、教化の意義を合わせて担う場合が多く、「慈善」を前節に見た「道徳的実践の勸奨」と截然と分けられるものではないが、ここでは、救恤や相互扶助を主眼とした活動を、一応、「教化」とは区別する。「教化」を「勸善」と表現するのに対応させるならば、「慈善」は「施善」と表現できよう<sup>63</sup>。

湯來賀「同仁會序」(『内省齋文集』卷十六)は、江西省撫州における善会「同仁會」の活動に寄せた序である。康熙八年(1668)、繆誠菴(撫州崇仁縣の人)は、善会の先駆的事例である蔡璉(揚州育嬰堂の運営者)の活動<sup>64</sup>について湯來賀と語りあったことを契機に、蔡氏に倣うことを決意し同志を集めて同仁會を結成した。郷里の患難にあたって、繆誠菴が結成した同仁會は、「茶・薬・棺の施与、義倉・会館・義塚の設置」に取り組み、救済に成果をあげた<sup>65</sup>。康熙十七年の時点で、繆誠菴は同仁會活動の再開を目指しており、序を求められた湯來賀は、「仁を体して天下の人々と心を通わせる」という「同仁」の旨に照らして、「仁を体する人心が、自分と一体たる人々〔同體〕の艱苦に平気でいられるはずがない」と説き、困難をとまらぬ慈善活動に真摯に取り組むことを呼びかける。

繆先生が善を行う上で、人と共に行うことができ(『孟子』「公孫丑上」、「善與人同」)、

---

其身不在行間、而忍心奪情、侈然無憂色者、何異類之弗若也。豈至情偶鍾于物、而反戾于人乎。抑趨勢競利之習、薰灼淫淫、未嘗有提撕而覺悟乎。向使上之人、崇禮敦厚風俗、俾咸知綱常之爲重而不失秉彝、何至讓能於禽獸乎。噫、天下無不善之性、無不可化之人、觀斯牛而益信。有世道之責者、可不勉哉、可不勉哉。〔隱惡揚善論〕(『内省齋文集』卷一)には、「人無不善之性、世無不可爲善之人」の語が見える。

<sup>62</sup> 明代後期、地域社会において士紳(官僚資格を保有する地域有力者)を主な担い手として発達した慈善活動を、「善挙」と称した。「善挙」の組織を「善会」、施設を「善堂」と称し、「善挙」「善会」「善堂」はしばしば互換可能な同義語として用いられる。明代後期に興った善会による慈善活動について、夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎、1997年)、梁其姿『施善与教化——明清時期的慈善組織』(北京師範大学出版社、2013年。\*聯経出版事業版は1997年刊)を参照。

<sup>63</sup> 慈善活動を指す言葉としては、「善挙」に比べると、「施善」は必ずしも史料上に多くは見えないが、本稿では、注62所掲梁其姿氏著書の用法に倣い、「勸善」(＝教化)と一対をなす語として「施善」を用いる。

<sup>64</sup> 蔡璉の育嬰活動については注62所掲夫馬進『中国善会善堂史研究』第三章「善会、善堂の出発」第三節「育嬰堂」、注62所掲梁其姿『施善与教化——明清時期的慈善組織』第三章「慈善組織の制度化(1655—1724)」、「一、明清慈善組織的過渡——揚州育嬰社的例子」。

<sup>65</sup> 湯來賀『内省齋文集』卷十六「同仁會序」、一葉表/403頁C、「己春(康熙八年)春、先生(繆誠菴)は、わたしと、廣陵の蔡善人(璉)の事業について語りあうと、驚きたたえ、なんとかしてこれに倣って実行にうつそうとした。さらに志を同じくする者を集めて、「同仁會」を設立した。会ではいくらかの金銭を積み立てて、一、二の誠実で能力のある者を選んで出納を担当させた。積み立てが長きにわたって、その数もしいだいに多くなり、郷里の患難に際しては、これによって救済した。小は、茶・薬・棺の施与から、大は、義倉・会館・義塚の類まで、すべてここから費用を供出した。」「己酉春、先生與賀述廣陵蔡善人事、擊節稱羨、必欲倣而行之、復集同志者、結爲同仁會。凡會、積金若干、擇一二誠信有才者、司其出納、積之既久、其數浸多。遇郷鄰患難、即以此濟之、小則施茶・施薬・施棺、大則建義倉與義館與義塚之類、皆於此焉取之。〕

久しきにわたって怠らないのは、このようであった。『易』に「仁を体すれば、人の上に立つに足る」（乾卦・文言傳）といい、さらに「君子であってこそ天下の心に通ずることができる」（同人卦・彖傳）という。これこそが、「同仁」の義である。人が心を持するには、「万物と一体となる」のであってこそ、仁を行うことができ、天下の心に通じてこそ、人を感じしめることができる。「同仁」の義は大なるものだ。このしっかりとした心をそなえて、推し広めつとめて行えば、その恩恵の及ぶ範囲は、限りがない。……今日の救済活動は、以前に比べていっそう必要性を増している。目に映るかぎりの苦しんでいる人々が、すべて自分と一体の関係であるのに、その飢え凍えるのをそのままにし、病み苦しむままにまかせて救わないとしたら、この心は平気でいられようか。「財力が足りない」ことを言い訳にするが、「塑像をつくり、廟を立て、迎え祭り、祈禱する」というのはどれも浪費であり、「婚礼・喪礼、宴会の飲食、衣服、住居」はどれも贅沢であって、それらのくたぐたしい出費を省いて、その費用をふりかえて人を助け、無駄を有用に転じたならば、無駄で分不相応な行いをするよりまさるではないか。昔から慈善の活動は誠心あるか否かだけを問題とする。誠心がある者は、「人々に呼びかけることができる」ことを重んずるが、しっかりと実行することができてこそ、「人々に呼びかけることができる」ことになる。毅然として自分が引き受け、煩雑をはばからず、費えを惜しまず、返礼を求めず、いい加減な評判によって志をかえたりせず、困難をおそれてはたらしきをさまたげたりはしない。努力できる者は、困難であるほどにますますはげみ、時間がたっても志を変えたりしない。……このようであってこそ、命運を引き戻すことができ、平和をたちどころに実現することができるのだ。（『内省齋文集』巻十六「同仁會序」、一葉裏／403 頁 D、〔先生之爲善、能與人同、其久而弗怠、若斯乎。《易》曰「體仁足以長人」、又曰「惟君子爲能通天下之志」。此即同仁之義也。蓋人之居心、不以萬物爲一體、則不足以爲仁、不能通天下之志、則不足以感人、同仁之義、大矣哉。具此實心、推廣而力行之、其惠澤所及、又曷有涯涘哉。……今日之施濟、視昔尤不可緩、觸目顛連、皆吾同體、乃聽其饑寒、任其疾苦、而莫之救、此心能自安乎。倘以物力爲辭、則塑像建祠、迎賽祈禳、未嘗無浪費也。婚喪宴飲衣飾室廬、未嘗無浮侈也。何不節省繁縟、移其貲以濟人、化無益爲有用、不愈于奢僭乎。自昔施濟之事、特患無誠心耳。有其心者、貴乎能倡、尤貴乎能勉、而後謂之誠能倡者。毅然自任不憚煩、不吝費、不期報、不以浮言易其志、不以畏難阻其功、能勉者雖難而愈勵、雖久而弗渝心。……如是則氣數可回、而蕩平可立致矣。〕）

明代後期に興った善会の活動では、育嬰事業は中心に位置しており、湯來賀は、「廣育嬰説」（卷十五）は、戦乱と貧困という悪条件を克服して社会的に嬰兒を養育するための具体策を論じ、宋の葉夢得の養育政策（『避暑録話』卷上）と、同時代における善会活動の模範例である蔡璉（前出）と柴盛世（北京育嬰堂の運営者。「柴道人」。湯來賀は諱を「維橋」と伝える）の育嬰事業を詳細に紹介する。こうした育嬰活動を典型に、善会活動は、「生生の思想」を思想

的基盤としていたとされ<sup>66</sup>、善会活動に対する湯來賀の関心も、「生生の思想」への共感をともなっていた。湯來賀曰く、万物を生み成す天地の「生生の心」に思いをめぐらせれば、人の命を奪うのは耐え難いはずである。社会的養育制度を普及させて溺女を抑止するのは、「生生の義」を実現し、「太和の元気」を宇宙にいきわたらせるものであり、「生を好む」天地の心に合致するものだ、と。

天地はどのような心であるのか。「万物を生ずる」ことを心としている。「万物を生ずる」ことを心としているがゆえに、「(天の四徳の筆頭は)元は、善の最高のものである」(『周易』乾卦・文言傳)とされる。もし、「(万物を生ずる)ことを心とする)天地の大いなる徳に思いをめぐらせれば、知覚のない草木についてさえ成長する段階ではこれを折らず、鳥獸虫魚のように人と類を異にするものについてさえ、その胎児を殺したり若死にさせてしまったりするのを耐え難く感じる。ましてや、人の場合、それも自身が生んだ者となれば、(その命を奪うのは)当然に耐え難いはずである。それなのに、こと溺女という一事については、世をあげて慣れてしまい、その誤りに気づかない。……(湯來賀)曰く「あなたの郷には溺女の習俗はないのですか?」。(老農徐氏曰く)「先人で“人命は極めて重く、人命にかかわる負い目は償い難い”と戒めた方がおり、わたしはそれを心に留めているだけのことです」。わたしは驚き喜んでいった、「良い言葉が人を動かすことができるのは、これほどのものなのか。本当にこうであるなら、人に善をおこなうように勧めずにいられようか。人が迷妄におちいつているのを目にしながら救わないでいられようか」。そこで、古のすぐれた有徳者の事蹟と善悪の明らかなあらわれとを集め、増やしたり削ったりして評点を加え、くりかえし詳しく論じて、世人に告げることとし、『援溺勸戒編』と名づけた。……さらに仁人君子で廣陵(揚州)の蔡先生、會稽の柴先生の義挙に倣う者が出て、郷里によびかけ広く育嬰の会を結成し、手をつくし養育したならば、太和の元気が世界にいきわたり、「生を好む」という天地の心に違わないであろう。(『内省齋文集』卷十五「援溺勸戒編序」、十一葉表/394頁A、[天地何心乎。以生物爲心也。以生物爲心、故曰「元者、善之長也」。苟能思天地之大徳、則草木無知、猶方長不折、鳥獸蟲魚與人異類、猶不忍殺胎妖夭、而況於人乎。況於所生乎。乃溺女一事、舉世相習而不覺其非。抑獨何哉。……曰「爾郷無溺女歟」、曰「前輩有人垂戒云“人

<sup>66</sup> 善会活動の核となる「生生の思想」については、夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎、1997年)第二章・第四節「同善会運動の思想」、特に124~127頁。いわゆる「生生の思想」の内実は、大きくは、「天地万物の間でのつながりの存在」と「天と人の心意の相同性」の二つに切り分けられる。前者は、「人はみな天の造化のはたらきのもとに生み出されたのであり、気の通いあった同体の存在であるからには、当然に相互に助けあうべきものであり、感情としても助け合わないではいられない」というように、「天地を父母とする同胞として、区別することなく助け合う」ことの必然性を、「存在」の面から基礎づける。後者は、「天地が万物を絶えず生み成すはたらき」を、人の心のはたらきに投影して、相互に助け合おうとする人の心の活発な有り様に、文字通り「生き生きとした」形象を与える。この意味にあつては、しばしば、「天地の造化のはたらき」も、(老子の「道」のごときものではなく)「天地生生之心」「天地生生之徳」「天地生生之仁」「天地好生之心」といった具合に、心意をそなえた形象で表現される。湯來賀「援溺勸戒編序」は、「万物は一体であつて心が通い合う」という「(関係の)存在」の面と、天と人に共通する「生を好み大切にする」という「心意(の形象)」の面とを渾然として、「人が助け合う必然性」を説明づけている。

命至重、人債難償”、故吾僅誌之」。賀矍然喜曰「良言之足以感人也、如是夫。審如是、何忍不勸人爲善、何忍見人迷溺、而不爲救援乎」。乃取古徇良之偉績與休咎之明徵、增刪點次、反覆詳論、以告世人。名曰《援溺勸戒編》。……又有仁人君子、能效廣陵・會稽、蔡・柴二先生義舉、倡率鄉鄰、廣結育嬰之會、多方撫字、庶幾太和元氣流行於宇宙、而不戾天地好生之心哉。))

「嬰兒の養育」事業と補いあう事業として取り組まれたのは、新生児殺害（溺女）の抑止であり、湯來賀は、「生生の思想」に照らして、溺女のあやまりを教えさとす。たまたま言葉を交わした老農徐氏が、「人命至重」云々の良言を戒めとして固く守り、溺女を行なうことなく女子二人を育てたというのは、湯來賀に、庶民を対象としたわかりやすい「勸善」のはたらきの大きさを改めて確信させるものであった。無論、溺女を抑止するための勸戒が効力を持つのは、育嬰事業による支えがあつてのことであり、「施善」（慈善）と「勸善」（教化）とのこうした結びつきを、湯來賀は、「溺女を救う」と「道德上の迷溺を救う」という両義を兼ねた「援溺」の語によって表現した。

義倉に類した飢饉対策の事業は、湯來賀が揚州での在官時から取り組んでいた。湯氏の案では、義穀の備蓄を確保するために、祠廟に寄付箱を設けて、非常用の穀物を蓄積しておき、平時はこれを農民に貸し付け、飢饉の際には、老弱者や、孝子節婦の貧者を優先して給付することとした。湯來賀は、義穀への協力を勸奨するにあたって、「天地鬼神は人を愛するものであるから、人を愛して救貧にたずさわる人については、天地鬼神もこれを愛する。祝寿の宴会費用や祠廟への祈禱費用を削減してこれを飢貧の救済にまわせば、長寿をえて疾病も癒えるのであり、義穀への協力こそが祝寿・祈神の上策である」と、因果応報の念に沿った功利的な説明づけを憚っていない<sup>67</sup>。救恤と並び民生に緊要な公共活動として、「橋梁の修築」に、湯來賀は早年から関心を寄せており、「小溪の橋でもあつても民間の利害に関わる」として、修築の資材を整えるための植樹を行なっている<sup>68</sup>。

「屠牛・食牛の禁止」について、湯來賀は複数の文章を著し、教化だけでなく、実際的な功用を兼ね合わせて説いている。「屠牛・食牛を避けるべき」であるのは、その倫理面の理由は、「人のためにはたらいてくれたにもかかわらず、恩義を忘れてその肉を食らうのは義に背く」という点に存する。また、牛泥棒は往往にして窃盗の痕跡を隠すために盗んだ牛を屠殺処分しており、屠牛を禁ずることは、間接には「牛の盗難を抑止する」という治安面での功用も期待された<sup>69</sup>。

湯來賀の在官時における治績のうちにも、慈善と教化に加えて防衛の意義を含み込むものが見られた。湯來賀が廣東での在官時に行った「掩骼」、すなわち、引き取り手の無い遺体を

<sup>67</sup> 『内省齋文集』卷十八「勸積義穀序」。「勸設義倉序」（『内省齋文集』卷十八）は、救荒政策を集成した俞森『荒政叢書』（康熙二十九年の成書）の卷十に、朱熹の「社倉法」や、（湯來賀が師事した）蔡懋徳の「修復社倉議」「通積備荒議」とともに収録される。

<sup>68</sup> 『内省齋文集』卷十六「廣植橋木序」。『内省齋文集』卷十五には、「南城東方新創石橋序」など、架橋に関連する序・募疏を六篇収める。

<sup>69</sup> 牛の屠殺と食用を禁ずることについては、『内省齋文集』卷七「牛屠説」、同卷十八「廣勸勿食牛肉序」、斃牛の埋葬については、同卷二十五「公約瘞牛引」、同卷三十一「訓兒雜説後」第二條。

収容し埋葬する活動がこれにあたる（民間人士の自発的活動として行われる場合には、「義塚」と称される）。当時、城外に未葬のままの柩が多数滞留しており、敵が攻城に際してこの無数の柩を利用し、積み上げて城壁を登攀したり、燃やして毒煙により城内を燻すことが懸念された。湯來賀は着任の当初、その撤去を進言されると、布告して、時日を限り柩を埋葬させたが、四百二十の柩は引き取り手がなく、これをどう取り扱うかという問題が残った。火葬や簡略な埋葬を進言する者もいたが、湯來賀は、「天下之人、吾同類也」としてこれを退け、経費と土地を確保し、四百余の柩を手厚く埋葬した<sup>70</sup>。吳堂は、一件を記録した「旅安山碑記」に付して、湯來賀の働きを、一挙にして防衛、埋葬、教化の「三善」を達成したものと評している<sup>71</sup>。

湯來賀は、江西省内の交通の要衝にあたる市鎮において、福建の人士が行った善挙についても、記を撰して顕彰につとめている。江西南昌府の吳城鎮は、福建から江南に赴く商業上の経路として重要であり、人口が稠密で旅宿に乏しかったことから、福建人の有志が同地に会館を設けた。湯來賀はこの「八閩會館」のために記文を撰し、同郷人に対する福建人の情誼の篤さが、孝の念、親族を大切にす情に支えられていることをたたえている。

天下のうち、義が重んぜられ情が深いということでは、八閩（福建）にまさるところはなく、（そのうちでも）福州・興化・泉州・漳州は、風気がとりわけ醇良である。その地に官僚として赴任していくらか仁政を施すと、（土地の人は）数十年を経ても忘れることがなかった。師友の間柄、郷党の交際ともなると、ますます情誼は深く、冷たく接することなどありえない。福建人がこうであるのは、その地の山川の靈異が結集してのことであろうか。はたまた、考亭（朱熹）・西山（眞德秀）・君謨（蔡襄）ら（福建生れの）諸君子の徳教に生まれ、久しく積み重なって、定着したのであろうか。そうでもなければ、どうしてかくも風気が醇良たりえようか。わたしが考えるに、人の情誼が郷里の人々に対して篤いのは、すべて孝情にもとづいてのことである。なぜそう言えるのか。この地に生まれ、この地に育ち、祖先たちはこの地を歩きかかっており、接する人々はすべて父の親族であるか、さもなければ母の親族である。高祖母・曾祖母・祖母の親族でなければ、自分の親族の女性たちの嫁ぎ先の一族である。そのよってきたところに思いをはせてみれば、すべてただ一つの根本を共有しているのであって、冷たく遇し軽く扱う気になろうか。……こうしたわけで、わたしは、福建の人々をことのほかたたえ、やむことなくよるこび慕うのである。西昌の吳城鎮は、官吏と商人とが雑居し、長江中・下流域へと行きかう舟が必ず經由するところであり、金陵に行く者は、必ず大型船に乗り換えて、それによって彭蠡（鄱陽湖）を通過して、長江を渡る。その帰る時には、さらに小型の舟に乗り換えて、それによって章門を経て盱江へと入ることができる。しかしながら吳城の市鎮は、人が稠密であって、旅館に乏しい。雙公詹君は、この地域に流

<sup>70</sup> 『内省齋文集』卷十三「旅安山碑記」。この一件については、同卷十二「八閩義塚記」においても回想されている。

<sup>71</sup> 『内省齋文集』卷十三「旅安山碑記」、吳堂評語、十三葉裏／375頁D、「是舉也、三善備焉、愼城守也、澤枯骨也、厚風俗也」。吳堂は、江西省金谿の人、字は仲升。湯來賀が「吳仲升明府墓誌銘」を撰す（『内省齋文集』卷二十九）。

寓して、旅行者の苦勞を深く知っていた。あれこれ考え、迷った上で、同郷の羅仲春・劉日炫・廖開新・詹知吉・李時科・江永儒といった人々と日夜協議して考えたには、「會館を作つて福建人でここを通過する者の利用に供し、幾晩か旅装を解き、おちついて思案できるようにすれば、あわてて進んで間違いを犯すという懸念や、旅の行路にあつて不慮に出くわすおそれを無くすことができるのであり、その利益は実に大きい」ということであつた。この事業については、資金を福建の客商に募り、諸君子たちと相談し、苦とすることなく奔走した。土地を戊午（康熙十七年〔1678〕）の年に購入し、工人を己未（康熙十八年）の春に集めて、そのまま日を費やすことなく完成させた。福建人が、義を好む度合いはこのようである。（『内省齋文集』卷十二「八閩會館記」、八葉表／360頁A、〔天下之義重而情深者、莫若八閩、福・興・泉・漳、其俗彌厚。凡宦遊其地、稍有仁政、歷數十年而弗諼。至于師友之際、桑梓之間、益有至情而不忍薄。此豈山川之靈異、有所特鍾歟。抑考亭・西山・君謨諸君子德教之所孚、積久而成習歟。不然、何風之厚也。予謂人情篤于桑梓、寔皆本于孝思。何也。生於斯、長於斯、祖父周旋於斯、凡相對之人、非吾父族、即吾母族也。非高曾祖母之宗、即諸姑姻婭之屬也。念厥蘇來、皆同一本。其忍薄待而輕寘乎。……予所以獨嘉閩人而欣慕弗已也。西昌吳城鎮、仕商縷絡、爲吳楚舟行所必循之路、往金陵者、必易巨舟、斯可過彭蠡而渡大江。及其歸也、又必易小艇、斯可歷章門而入盱水。然市鎮稠、恒乏旅館。夔公詹君流寓此間、洞悉旅人之苦也。爲之四顧、爲之躊躇、乃與其鄉羅仲春・劉日炫・廖開新・詹知吉・李時科・江永儒諸人、夙夜圖之、謂必創一會館、以處八閩之過此者、俾得停驂數宿、從容審擇、而後匆率誤行之患、無江湖意外之虞。其爲益也、大矣。斯舉也、募貲于閩客、而計偕諸君子、遂樂勳焉。購基于戊午之冬、鳩工于己未之春、乃遂不日成之。何閩人之好義如斯乎。〕

吳城鎮には、行旅の途次に亡くなった福建人の柩が多く滞留しており、湯來賀自身は、この状況を前に、柩を留めることの倫理的な誤りを人々に勸戒するにとどまっていた。八閩會館を創設した人士たちは、ここでも救済に乗りだし、會館の傍らに義塚を設けた。湯來賀は求められてこの義塚の記文を著し、福建の人士の活動を心得て遺体が野ざらしとなる惨状が無くなることを喜んでいる<sup>72</sup>。「先生はこれらの題目（＝善会活動に関わる題目）となると、繰り返し述べられ、千万言でも倦むことがなかった」<sup>73</sup>と評されるように、湯來賀は、會館や義塚とい

<sup>72</sup> 『内省齋文集』卷十二「八閩義冢記」、十葉裏／361頁B、「今、饒州・九江・南昌三府を見ると、柩を（埋葬することなく）停留させるのはなほだ多く、遺体が野ざらしにされている状況が特にひどい。私は心に耐えがたいものを感じ、代わりに埋葬しようとも考えたが、力足らずで行いえなかった。残念な思いのままため息をつき、「柩を留めておくべきではない」という道理を広く説き聞かせることしかできず、必ずしも耳を傾けてはもらえなかった。おもいがけず、八閩のこの義塚活動があり、実にわたしの心にかなうものであつた。だれもがこのような行動を起こして、遺体が野ざらしになるということが天下から無くなるようにできないものであろうか。わたしは、「昔賢には三種の義挙がある」と聞いた。一は「義倉」、一は「義館」（＝會館）、一は「義塚」である。これはいずれも世に有益であり、つとめて行うべき事柄である。」〔今見饒九南三郡、停柩尤多、暴露尤慘。予心戚戚、欲代爲瘞之、而力不能爲。惟惆悵太息、以不當久停之道、廣行勸戒而已。然未必其能聽也。何意八閩此舉、實獲我心。嗟乎安得人人爲此、使天下無暴露之慘乎。予聞昔賢有三義焉。一曰義倉、二曰義館、三曰義塚、是皆有益于世、不可不勉行者也。〕

<sup>73</sup> 『内省齋文集』卷十六「同仁會序」、羅榮（珂雪）評語、二葉裏／404頁B、「先生每于此等題目、輒娓娓言之、雖千萬言不倦」。羅榮は、建昌府廣昌縣の人、湯來賀と魏禧の交友圏に位置する。『建昌府志』卷

った慈善活動について、個人の徳行を記録する場合と同様、懇切を極めた文章により顕彰につとめたのであった<sup>74</sup>。

湯來賀は、「教化」（道徳的実践の勸奨としての「勸善」）と「慈善」（育嬰・救恤に類する「施善」）との両面につき、伝・記・序類の撰述を通じてこれを顕彰することにつとめた。こうした顕彰行為は、「道徳的実践の勸奨」行為、すなわち教化の役割それ自体であり、また、慈善活動の面についても、活動を後押しする点で（＝広義の勸善）その一環を成すものであった<sup>75</sup>。顕彰行為が、社会の風気に対して与える影響の大きさを、湯來賀自身は、「人に知られるのを求めない陰徳の人の善挙を記録して人々の心を動かせば、風俗を善導する権限はわが掌中にある」<sup>76</sup>と表現している。さらには、善の顕彰すなわち、「揚善」への取り組みは、「隠悪」（人の過失をあからさまに暴きたてず、その羞惡の心を養って徐々に秘かに善へと移らせる）と一対をなすものとして、「聖相傳之心法」とさえ極言している。

聖人の心のあり方は、常に「万物と一体たらん」とするものであり、それゆえに懇切に誘い導き、天下をすべて善に帰せしめようとする。人たるもの不善の本性は無く、世に善をなしえない人はいない。聖人はこの点を深く認識していた。そこで、広々としてかたよりなく、自他の間に隔たりを設けないのであり、その様はあたかも天地が万物をうけいれ、江海が百川を流れ込ませているかようであり、きわまりなく化育し、痕跡もなく一体にとけこませる。こうであってこそ、「人と善を為す」（『孟子』公孫丑上）ことができるのであり、古今にあつて容易にはできないことである。夫子は舜の大智を称して、「悪を隠して善を揚げる」（『禮記』「中庸」）とした。これは、歴代の聖人に受け継がれたあるべき心のあり様〔千聖相傳之心法〕である。……いわゆる「善を揚げる」とは、一人二人の善を成すだけではない。未来にわたって、衆人の善を成すための手立てである。……今、善があるのを目にしても、だれもこれを称揚しなかったならば、見て心に感じ、たちあがる者は誰もいないだろう。これは、「一黙」によって「衆人の善」を阻んでしまうものだ。もし、たまたま善を行っていないながら当人はわかっていないという場合に、これを称揚して、「これは善行だ」といったなら、その人は必ず躍らんに喜んで喜ん

---

四十六「人物傳十・羅榮」、『内省齋文集』卷二十「耐耕堂文集序」、同卷二十五「書羅珂雪相説後」、魏禧『魏叔子文集外篇』卷七「復羅珂雪」二通。

<sup>74</sup> 魏禧も、慈善活動に取り組む人々（「善人」）を顕彰する寿序、墓誌銘を複数著しており、その主要な人物は安徽原籍で揚州において活動する商人であった。注 62 所掲梁其姿『施善与教化—明清時期的慈善組織』第二章「三. 明末清初“善人”的背景及活動」、62 頁。魏禧「善徳紀文録叙」（『魏叔子文集外篇』卷十）は、閔世璋（象南）の救貧活動を記録しており、その付録部では、揚州育嬰社の活動を、康熙十六年に魏禧が実見した状況を交えて記録している。梁其姿『施善与教化—明清時期的慈善組織』第三章「一. 明清慈善組織的過渡——揚州育嬰社的例子」、70～71 頁。

<sup>75</sup> 「勸奨」概念について、本稿では適切な用語の振り分けができなかったため、広狭二義の内容を一の「勸奨」で表現している（「勸善」「教化」についても同様）。狭義の「勸奨」は、「個人レベルでの道徳的実践を後押しする」という意味での「勸奨」である。前節でとりあげたのが、狭義の「勸奨」にあたる。広義の「勸奨」は、「個人レベルでの道徳的実践」だけでなく、慈善活動も含めての勸奨を指す。こちらの場合は、「慈善への参与に導くのも、“勸奨”であり“教化”だ」ということになる。

<sup>76</sup> 『内省齋文集』卷十「廖叔調生傳」、十七葉表/339 頁 C、「賀平生樂道人之善、以爲陰徳之人、不求人知。吾述而誌焉、俾人有所觀感、則厲世摩鈍之權、將於是乎在。雖欲自已于言、其可得乎。」

で、「これで善としてよいのか。たまたま行っただけなのに、世人の称賛を起こすことができるのか」といって、ますます奮い立ち善を行い、そうなれば善は記録しつくせないであろう。これは、「一人、二人の善」が成ったということである。傍で眺めていた者は、善を行うとこれを称揚してくれる人がいるのを目にして、「彼は人々から、かくも敬愛を受けるのか」といって、きつと、これを皆が慕って倣い、あるいは自ら恥じて努力することであろう。徐々に感化することが長きにわたり、しだいに風気を成していけば、「千万人の善」がここに成るのだ。……『易』に曰く、「君子は悪を抑え善を揚げ、天のよき命に順う」（大有卦・象傳）、孔子曰く、「人の善をいうのを楽しみ、人の悪を称するのを憎む」（『論語』季氏）、さらに曰く、「人の美を成さしめ、人の悪を成さしめない」（『論語』顔淵）とあるのは、いずれも、この「悪を隠し善を揚ぐ」の道である。「楽しむ」「憎む」といっているのは、「悪を隠し、善を揚げる」ことに対して、（孔子が）深く思うところがあるからだ。そうであるからには、「悪を隠し、善を揚げる」は、当然に「歴代の聖人に受け継がれたあるべき心のあり様」ではないか。学ぶ者は、聖人に法って、善を好むことをひたすら心がけ、公平さを欠くことがないようにつとめる。耳に人の非を聞かず、口に人の過ちを語らず、一善事を目にしては、それが天下に知られないことをひたすら危惧し、一善人を得ては、その人が朝廷に用いられないことをひたすら心配する。このようであれば、心に存するのはすべて善なる念であり、口にのべることはすべて善なる言である。（『内省齋文集』卷一「隱惡揚善論」、一葉表／226 頁 A、〔聖人之心、常以萬物爲一體、故誘掖拳拳、欲使天下咸歸於善焉斯已矣。夫人無不善之性、世無不可爲善之人、聖人深見乎此。是以廓然大公、物我無間、如天地之容庶類、如江海之納百川、化育靡窮、消融靡跡。斯能與人爲善、而爲古今之所不可幾。夫子稱舜之大智曰「隱惡而揚善」、此千聖相傳之心法哉。……所謂揚善者、豈特成一二人之善哉。所以成衆人之善於將來也。……今見有善而無人揚之、其孰能觀感而興起乎。是又以一默而阻衆人之善也。若夫偶爲善而不自知、吾揚之曰「此爲善」、彼必躍然喜曰「此遂可爲善乎。偶一爲之、遂足動世人之讚嘆乎」、愈鼓舞而爲善矣。則善不可勝紀矣。是一二人之善於此焉成矣。旁觀者見善有人揚、必且曰「彼遂得人之愛敬若此乎」、必羣慕而倣焉、或自愧而勉焉、漸摩日久、浸成風俗、則千萬人之善亦於此焉成之矣。……《易》曰「君子以遏惡揚善、順天休命」、孔子曰「樂道人之善、惡稱人之惡」、又曰「君子成人之美、不成人之惡」、皆是道也。曰「樂」、曰「惡」、則深於隱揚矣。然則隱惡揚善、固千聖相傳之心法哉。學者勉法聖人、專心好善、而無所私。耳不聞人之非、口不談人之過、見一善事、惟恐其不聞於天下、得一善人、惟恐其不用於朝廷。如是則存諸衷者、無非善念、而宣諸口者、無非善言。〕）

曰く、聖人の心は、万物と一体たるその心のありようによって、すべての人を善を為すことへと導こうとするのであり、そこで、聖人は、未来にわたって多くの人を導けるよう〔成衆人之善於將來〕、善を称揚して天下に知らしめることにつとめた。一人の善を称揚すれば、当人をよろこび奮起させ、さらには、その称揚され尊敬を受けるさまを目にする周囲の人々をも励まし、こうした良好な風気の及ぶところ、多くの人々に善を成さしめることができる。後世

の学ぶ者も、聖人に範をとって、「善を好む」ことに心をかけ、善事を知らしめ、善人が登用されることに力を尽くすべきである、と。『内省齋文集』は、開巻劈頭に、この「隠悪揚善論」一篇を掲げており、湯來賀にとって、「善の称揚」は意識的にその学を中心に位置づけられるものであった。

### 第3章 湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」の撰述

#### 第3章 第1節 湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」の内容

湯來賀が、その晩年に、徳川光圀六十歳（＝貞享四年／康熙二十六年／1687年）の寿序を撰述したのは、日本に渡り水戸藩と関わりを持った張斐から依頼を受けてのことであった<sup>77</sup>。寿序本文によれば、張斐からの執筆の依頼は康熙二十六年の前年（＝張斐が訪日し、一旦帰国した年）に、使者によってもたらされた。張斐と、湯來賀およびその周辺人士との関わりについては後述することとして、湯來賀撰「壽序」の梗概を紹介する。

湯來賀「壽序」の原本もしくはそれに準ずる原物が、水戸徳川家ないしは彰考館に伝存していたはずであるが<sup>78</sup>、現存するかは不明である。現在、写本二点が、国立公文書館と宮内庁書陵部に所蔵されている<sup>79</sup>。国立公文書館所蔵本は、明治十九年筆写であり、張斐撰の「呂文肅公傳」（呂大器は、南明の兵部尚書。画家呂潛の父）の末尾に附録されている。「壽序」は、「一身の徳が、家門、国、天下へと影響を及ぼす」という「修身・齊家・治國・平天下」の図式に沿って、徳川光圀の修徳とその感化の広がり述べ、光圀の長寿はその修徳によってもたらされたものであるとしてこれを慶賀する。文中にいうところの「徳川光圀のありようが、中国にも聞こえ人々を奮い立たせている」、「東方を望んで気を占ったところ、“異人有り”との結果を得た」とは、修辭に出る誇張であるかもしれないが、湯來賀にとって、この「東方の異人」の君子たることを縷述するのは、伝・記の撰述と同様に、「揚善」の一実践の意味を持つものとも考えられよう。

〔「水戸侯宰相上公六十壽序」大意〕

自分は、これまで東のかなたに蓬萊三山があることを知って思いをめぐらすにとどまり、実際にかの地におもむいて見聞を伝えてくれる者がいないだろうかと願っていた。おりから、友人の張斐の使いが来訪し、「水戸侯の長寿をお祝いするように」との依頼を伝えた。「誰か海東の異聞を伝えてくれないだろうか」との願いが成就したわけであり、

<sup>77</sup> 青山延光「民遺民張非文傳」、「是歳義公年六十、斐屬友人湯來賀作壽序以獻、來賀亦明遺老也」、『莽蒼園稿』263頁（『民報』第十五号夏季増刊より収録）。

<sup>78</sup> 『朱舜水記念会出品目録』『朱舜水記念会出品目録』（出版者・出版年不明。国立国会図書館デジタルコレクション公開）に、以下の記述あり。「呂文肅公傳并義公六十賀序。一本。侯爵徳川圀順君蔵。伝は張斐の撰、序は湯來賀の撰なり、來賀は明の兵部右侍郎江西の遺老なり、舜水の水府に聘礼せられたるを聞き感激措かずに遙に此書を西山公に上りて其寿を祝す、文中海門先生とは舜水をいふ。」

<sup>79</sup> 国立公文書館所蔵、湯來賀「恭祝日本水戸侯宰相上公六袞榮壽序」（張斐「呂文肅公傳」に附録）、「太政官正院歴史課・修史局・修史館・内閣臨時修史局」旧蔵、明治十九年写本。写本巻末に「明治十九年五月水戸彰考館本ヲ寫ス 山中政篤 一級寫字生男澤抱一校」と記す。張斐撰「呂文肅公傳」と湯來賀撰「壽序」をあわせた全葉を、国立公文書館デジタルアーカイブにて公開。宮内庁書陵部所蔵「大明湯來賀壽文」（賀水戸黄門公文）は、筆者未見。

依頼も当然にお引き受けすることとした。

水戸侯は先代以来、王家（原文〔王家〕）に功績があつて威容を誇り、水戸侯はこれを引き継ぎ（将軍家より）特別に目をかけられた。家柄は高貴にして、かつ賢明であられ、位に驕ることなく、節儉につとめ、声色や財貨をしりぞけられた。水戸侯はこのように嗜欲が少ないことによって長寿を得られたのである。

水戸侯の徳は、こうした一身の次にとどまるものではなく、親族にも及ぶものであった。兄弟姉妹を大切にし、臣下の老人をいたわり、宮門内にやわらいだ風気をもたらされた。水戸侯は、こうした和気によって長寿を得られたのである。

水戸侯の徳は、一身と親族を越えて、日本一国に及んだ。侯は、日本の統治をたすけられると、法にのっとり、果断に利を興し弊害を除き、人民の風気を温和なものとした。水戸侯は人民に利をもたらしたことによって長寿を得られたのである。

水戸侯の徳は、日本一国にとどまらず更に天下に及んでいる。「一国を範囲とした“私”」を超えて、「天下にわたつての“公”」という境地に至れば、区別は無くたがいに影響を及ぼすものである。海門先生（朱之瑜）が、中国を去つて水戸侯を頼ると、侯はこれを重んじ教えを受け、孜々として努められた。水戸侯の名声が、中国にも及んで、天下の輿望を担つておられるのは天下にとって慶事である。

衛の武公は、老年になつても徳をおさめて周囲が自身を戒めてくれることを望んだという。水戸侯は、長寿では武公に及ばないものの、徳を修めて「聖」に達しているのは、武公に比肩する。わたしが水戸侯をたたえるのも、衛人が、抑詩（『詩』大雅・抑）で武公をたたえ歌つたのと同様であり、阿諛してのことではない。

湯來賀の手になるこの「水戸侯宰相上公六十寿序」について、朱之瑜に従学し張斐と書簡を交した安東省庵（元和八年〔1622〕—元禄十四年〔1701〕、諱は守約。柳川藩士）<sup>80</sup>が、所感を書き記している。安東省庵は、徳川光圀がその道徳と功業によって「中國名儒」の賞賛を得たのを、これまでにないこととして喜び、くだんの「中國名儒」については、「この翁は異民族の君主に仕えない志操の高い人物であるから、寿序に述べるところも媚びようとする阿諛の言ではありえない」とする<sup>81</sup>。

<sup>80</sup> 安東省庵と張斐の間で交された書簡や詩文は、『霞池省庵手簡』（享保七年刊）にまとめられた。柳川市史編集委員会〔編〕『安東省庵集 書簡編附朱舜水関係史料』（柳川市発行柳川文化資料集成第二集、2015年）は、『霞池省庵手簡』を影印した上でこれを翻字・訓釈・注解しており、劉玉才・稲畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』と並んで張斐研究のための有用な基礎資料である。劉玉才・稲畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』に収める『霞池省庵手簡』は、書簡を中心とした抄録である。

<sup>81</sup> 安東省庵『省庵先生遺集』巻四「題明湯來賀尊榮壽文後」、「……昔者遣唐使粟田公・安陪公輩官高望重、以博學文章顯名於中國。其後得此稱者、特浮屠氏耳。位爲公侯、以道徳功業、得中國大儒之稱譽、未聞有如此極其盛者也。文中所謂「千古以來未有之事」、信哉、信哉。此文無恙、傳於一萬八千餘里、其傳于萬世、不言可知焉。夫合道則爲天下之公論、違道則爲一人之私論。此翁不事胡主、高尚其志、清風峻節、獨善其美。豈以私論求媚者乎。其非諛言、不待言矣。於戲、此文精妙寄情于八荒之外、以吾國爲蓬瀛三山、命意最工。其立論也、自身而家而國而天下、自小及大、自首至尾、如引繩貫珠、反覆曲折、如層巒疊嶂、愈出愈奇。中間曰「我聞之」者三、節節說上、至於先生之事、極之天下之大。起伏關鍵、極思竭慮、無限意思、無限精神、凌轢千古、莫之與京。末引衛武公、頌徳祝壽、結語有萬鈞之力、祝又祝。萬福攸同、萬壽無疆」。文中の「先生」は朱之瑜を指す。『省庵先生遺集』は、柳川市史編集委員会〔編〕『安東省庵集

張斐が、徳川光圀に捧げる寿序の書き手として、湯來賀を選んだのは、おそらくは、「明の進士にして、官は兵部侍郎に至り、なおかつ節義を持して明の遺臣の立場を貫いた」との条件が大きいであろう。寿序の末尾における「前賜進士出身、歴禮戸二科給事、遷都察院左簽都御史兼兵部右侍郎、江西建昌遺老湯來賀頓首撰」との署名は、寿序に対し、その本文に劣らず大きな重みを付したはずである。ただし、張斐が、「明の進士の名望を利用して自身の贈り物に箔を付けた」というのはあくまでことの一面であって、日本人にとっては、現に日本の地を踏んで眼前にある張斐のあり様こそが、湯來賀を飾る学位・官銜よりもむしろ確たるものであったのではないか。安東省庵は、「その人を知らざれば、その友を見よ」（『荀子』性惡篇）とのことわりに照らし、「この湯公は、張先生の友人であるからには定めて賢なる人物であろう」と、張斐の人品を手掛かりにして、寿序の書き手である湯來賀の人物たることに思いをめぐらしたのであった<sup>82</sup>。

### 第3章 第2節 張斐による明末清初学術の紹介——易堂と程山

湯來賀が徳川光圀に寿序を贈る機縁をつくった張斐（崇禎八年〔1635〕生？）は、朱之瑜（舜水）に同じく浙江紹興府餘姚縣の出身、号は霞池、客星山人。朱之瑜の没後、水戸藩が、その後継にあたる学者の候補として、舜水の孫である毓仁を介して招聘すると、張斐はこれに応じて康熙二十五年（貞享三年／1686年）に長崎に来航した<sup>83</sup>。水戸藩から派遣された大串元善（雪瀾）と肥前小城藩士で朱舜水に就学した下川三省（文蔵）が、張斐を含めた招聘学者の候補と会見し、結果、「張斐が最も優れる」と判断した<sup>84</sup>。張斐は一旦帰国して、明くる康熙二十六年、再度来航するが、江戸に赴くことがゆるされずそのまま帰国の途につき、以後の消息は不明である。二度の来航の間、大串・下川の他、今井弘濟、安東省庵らと交流し、書簡、贈答の文章、筆談の記録を残した。

張斐は、江戸期日本にあつては、朱舜水の後継に擬された学者として重んぜられ、その遺文と日本人と交わした書簡集が刊行された。中国では、清末に至ってから、やはり朱之瑜に類する気節の士として、『國粹學報』『民報』上でその事跡が紹介されている。これら張斐の遺文と関連の資料については、劉玉才・稲畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』（鳳凰出版社、2010年）が、刊本『莽蒼園文稿』と国立公文書館蔵『張斐筆語』、それに柳川古文書館所蔵の文稿・書簡を中心に集成しており、本稿も、劉・稲畑〔編〕『莽蒼園稿』に裨益されるところが大きい。

---

影印篇一』（柳川市発行柳川文化資料集成第二集、2002年）を用いた。

<sup>82</sup> 安東省庵『省庵先生遺集』巻六「與素軒（第四）」、「奉誦湯公之大作、議論精爽、理義的當、起伏頓挫、如層瀾驚濤、一節高於一節。讀其文知其人、此公年高德邵、文章節操、宜遠傳千載也。夫子曰「不知其人、視其友」。此公與先生友、其賢不言而可知也」。安東省庵は張斐と面晤の機会を持ちえなかったが、『雲池省庵手簡』として残された両者の密度の高い交流をもってすれば、省庵が張斐の人となりを手ごたえをもって感知するには十分あったろう。

<sup>83</sup> 張斐が招聘された経緯については、今関天彭『近代支那の学藝』（民友社、1931年）「日本流寓の明末諸士 五、張非文」421～430頁、徐興慶「西山隱士」七十年の歲月——徳川光圀の学問、思想形成およびその文化遺産」（『季刊日本思想史』81〔特集—朱舜水と東アジア文明：水戸徳川家の学問〕、2014年）を参照。

<sup>84</sup> 張斐と他二名の候補との会見、大串元善・下川三省が張斐を含む三名それぞれに降した評価の詳細については、鈴木暎一『徳川光圀』（吉川弘文館・人物叢書、2006年）「第五、徳川一門の長老」、194頁を参照。

張斐が遺した贈答の詩文や日本人との質疑からは、彼が中国で築いていた人脈をうかがい知ることができる。李清・費密・顧祖禹・屈大均・徐枋、それに南豊の湯來賀・謝文洊、寧都の魏禧・彭任・魏禮という交友の顔ぶれは、いずれも、晩明の官僚や遺民の立場にあった人々であり、その中には、清代末期に至って明末清初思想の開明性を体現するとして注目された人士をも含んでいる<sup>85</sup>。費密（天啓六年〔1826〕—康熙三十八年〔1699〕）は、清末に著書である『弘道書』が刊行されてはじめてその批判的学風が脚光を浴びた学者であり、張斐『莽蒼園詩稿餘』は費密に贈った詩四首を収める<sup>86</sup>。明朝の遺民ではないものの、『潛書』の著者唐甄（崇禎三年〔1630〕—康熙四十三年〔1704〕）も張斐の知友の一人であり、清代後期以後に注目され、「早期啓蒙」に位置づけられた点は、費密と共通する。張斐は、『潛書』の前身にあたる『衡書』に目を通して、唐甄に詩を贈っている<sup>87</sup>。顧祖禹（崇禎四年〔1631〕—康熙三十一年〔1692〕）の『讀史方輿紀要』は、当時、未だ刊行されていなかったが、張斐はいちはやく日本人にその概要を著者の気節とあわせて知らせている<sup>88</sup>。張斐は、費密・唐甄・顧祖禹ら経世致用を旨とする明末清初の学風のうちに身を置き、その一端を日本に伝えたのであった。

張斐の遺文中、湯來賀に関わるのは詩一首にとどまるが<sup>89</sup>、湯來賀の交友圏に位置する易堂の魏禧と程山の謝文洊については、張斐と大串元善との筆談の中で立ち入った言及がなされている<sup>90</sup>。張斐は、「党派に分かれての政争がもたらす禍害」を論ずる文脈で、「續朋黨論」（『魏叔子文集外篇』巻一）の論旨と著者である魏禧およびその兄弟たち、それに彼らが隠棲した翠微峰の要害たることを説明する<sup>91</sup>。これに続き、学問において論争を好む態度の非が論

<sup>85</sup> 李清・魏禧・顧祖禹・費密および唐甄ら注目すべき張斐の交友については、劉玉才・稲畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』（鳳凰出版社、2010年）の劉玉才「前言」10～12頁が網羅する。

<sup>86</sup> 「寄蜀人費此度」（『莽蒼園詩稿餘』巻上、『莽蒼園稿』17頁）、「招野田費此度」（『莽蒼園詩稿餘』巻下、『莽蒼園稿』81頁）、「贈蜀人費此度」（『莽蒼園詩稿餘』巻下、『莽蒼園稿』85頁）、「送費厚著并貽乃翁此度先生、代書西湖訂遊」（同前）。「費厚著」は、費密の長子費錫琮。張斐には、費密の主著『弘道書』への言及はない。

<sup>87</sup> 張斐『莽蒼園詩稿餘』巻上「讀唐鑄萬《衡書》因贈」一首、『莽蒼園稿』47頁。

<sup>88</sup> 張斐『莽蒼園詩稿餘』巻上「贈顧景范」、『莽蒼園稿』23頁。『張斐筆語』「大串元善問」、「莽蒼園稿」224頁、「【張斐】……近有敝友著有《皇輿經史紀要》一書、成二百餘卷、其書載險要出入古今成敗處、了了如指諸掌（每省皆自序、其總則魏叔子也）。【大串元善】此書刊行於世間否。【張斐】尚未、因此書有忌諱處多、不便耳目、且貧士資力不及。有仕於虜者務名、欲爲刻之、敝友堅不肯、敝友高士也。【大串元善】貴名爲何。【張斐】顧景範名成疇、無錫縣人。」

<sup>89</sup> 『莽蒼園詩稿餘』巻下「逢建昌湯給事來賀」、『莽蒼園稿』98頁。

<sup>90</sup> 張斐と魏禧の関係については、専論として、徳田武「張斐と魏叔子—付 張斐年譜」（『江戸風雅』20、2019年）があり、魏禧「大鐵椎傳」をふまえた張斐「贈俠客」一首と題辭（『莽蒼園詩稿餘』）を訓釈し、また、『張斐筆語』中での易堂への言及の内容、張斐と魏禧の共通の知人を明らかにしている。易堂九子のうちでは、魏禧の他に、魏禮・彭任に関係する詩が、『莽蒼園詩稿餘』に見える。張斐『莽蒼園詩稿餘』巻上「集中讀魏處士季子詩三首」（『莽蒼園稿』8頁）、同巻下「魏季子五十詩」（『莽蒼園稿』105頁）、同巻上「寄彭中叔」（『莽蒼園稿』19頁）

<sup>91</sup> 『張斐筆語』「大串元善問」、『莽蒼園稿』222頁。

【大串元善】ご高論はまったくもつともで、異論はございません。「續朋黨論」はどなたが著されたのでしょうか。〔高論固是、無復可議。《續朋黨論》、何人作乎。〕

【張斐】これはわたしの友人、魏叔子禧という者が著しました。〔是敝友魏叔子名禧者所作。〕

【大串元善】ご存命でしょうか。〔猶在世否。〕

【張斐】わたしの親友です。先年、旅先で亡くなりました。〔是吾好友也、前歲卒於途。〕

【大串元善】その文稿は覚えていらっしゃいますか、持っていらっしゃいましたかでしょうか。ぜひとも、ぜひとも。〔其文稿記得否 携來否、渴甚渴甚。〕

【張斐】江西寧都に三魏がおり、叔子はその次兄です。三魏はいずれも高賢であり、叔子はもつとも文

じられ、その文脈において、張斐がかつて従学したことのある「程山夫子」なる人物が紹介される。

【張斐】わたしは、性命の理については、すこしも理解してはおりませんが、しかしながら名賢の語録や文集には、日頃、広く目を通しております。資質が偏っており、さらには不穏な世情に身を置いたこともあって仔細には検討できていません。講学をこととする先生方が、ともすれば、他の学者への批判ばかりをしているというのは、貴国だけではなく、中原にあっても同様であり、わたしはほとんど厭わしく感じます。わたしが師事しました学者に、程山夫子という方がおられます。かつて、門下に教を乞い、あらかたその説を聞きましたが、体得してしっかりと実践するということはできませんでした。わたしが考えますに、古賢には、「一」を宗旨とする者、「敬」を宗旨とする者、「静」を宗旨とする者がおり、(後人はそのうちで、)自分が得た入口から入れば、いずれの宗旨であろうと益せられるところが有るのであって、「こちらが正しくてあちらが誤りだ」というのは絶対にいけません。朱子(熹)と陸象山(九淵)より後、講じなければそれまでであるのに、講ずるとなると必ず争う者が出てきます。朱子と陸象山はいずれも聖人の徒であるのに、その門下から争いのきっかけが生じて、今日に至るまで和解できていないというのは、まったく笑うべきことです。孔子の門人においては、性向と学問はそれぞれに異なり、孔子も無理にそろえようとはされませんでした。「仁」や「孝」について質問されたときに、孔子の答えがそれぞれに違ったのは、人に応じて処方されたのです。われわれは、ひとしく道を志す人なので、それぞれの資質に応じて至れば、みなが聖人のある一部分を手にしうのです。「寂滅に墮しない」という点が、第一の鍵だというだけのことです。〔弟於性命之理分毫未窺、然名賢語録及文集、亦常涉獵觀之、資性既偏、而又遭世不遇、未能細窮。又以講學諸公大概攻擊爲事、不但貴國、雖中原亦然、弟益厭之。弟所師事者、有程山夫子、曾執贄門下、略聞其說、又不得身體而力行之。愚意古賢有主一者、主敬者、主静者、各就其所得之門而入、皆有得益處、斷斷不可此是而彼非。自朱陸之後、不講則已、講則未有不爭者。朱・陸皆聖人之徒、而爭端

---

にすぐれています。虜奴は、名声を好み、招聘しましたが、叔子は断固として起きず、そのことによりて家門を破ることになりました。〔江西寧都有三魏、叔子其次也。三魏皆高賢、叔子尤妙於文、虜奴好名、曾行徵聘、叔子固臥不起、因此破家。〕

【大串元善】なんともしたわしいことです。二魏のお名前もあわせてお教えいただければ幸いです。〔景仰不已、并二魏名字具示、惟幸。〕

【張斐】長子の名は、○(＝示+冀)、字は伯子です。その文集は、朝鮮の人がすでに持ち帰っております。今、やはり遭難されましたのは、悲しいことです。第三子の名は禮、字は季子、存命で五十六歳におなりです。……〔長名○(＝示+冀)、字は伯子、其文集朝鮮已有携去者、今亦遭難、可傷。第三名禮、字季子、尚存、然已五十六矣。……〕

張斐のいう「朝鮮の人士が魏伯子の文集を持ち帰った」とは、おそらく、魏際瑞(別諱は「祥」が知られる)が北京におもむいたおり永平において、偶然出会った朝鮮の使者(兵曹佐郎鄭高)と筆談で交流し、感動した使者が「吾當版行敝國、使知中國有才子也」として伯子の文集を持ちかえったことを指すであろう(魏禧『魏叔子文集外篇』卷十八「先伯兄墓志銘」)。朝鮮人使者と魏際瑞とは邂逅に際し、「しゃがみこんで炭で地面に字を書いて問答し……さらに筆墨で紙に書き、やりとりは明け方まで続いた」〔因踣踞、以炭畫地相問答……更以墨筆書紙、酬對至天明〕という。中土と異国の士人との間でこれに類する密度の濃い交流が、完全な形で記録として残されたのが、『張斐筆語』ということになるのか。

關於其及門、至今不能和解、殊爲可笑。當是孔子門人、質性學問俱各不同、孔子未嘗強而一之、問仁問孝、答之俱異、亦就其人而藥之耳。我輩既爲道中之人、亦各就其資而造之、則皆有聖人之一體可尋、但不墮於寂滅、即爲關鍵第一著耳。]

【大串元善】程山夫子の諱と字をうかがえますでしょうか。どちらの出身でどこにいらっしやいますか。〔程山夫子貴諱貴字、可得聞否。何郷人而居何地。〕

【張斐】程山夫子は、諱は一鱗、字は秋水といます。江西建昌府南豐縣の人で、程山において学を講じていることから、学ぶ者はみな「程山夫子」とお呼びしています。やはり、国変をきっかけに科擧の学問を棄て、道学に専心されました。その門人は、ほとんどが同輩でともに学んだ人達であり、夫子が学んで得るところがあったことから、(夫子に)門人としての礼をとって教えるようになるようになり、従学する者が四方から雲のように起こりました。そのうちには一人、清の進士に及第しながら、程山夫子の教を聞いて、そのまま官を棄てて仕えず、みずから(夫子の側にあって)灑掃などの労役にみずからあたった人がいます。この方も、「奇人」です。〔程山夫子諱一鱗、字秋水、江西建昌府南豐縣人、在程山講學、故學者俱稱爲程山夫子、亦因國變而棄擧業、専心於道學。其門人大都皆往時同學肩隨之人、以夫子實有所得、俱執贄而受業、四方從者如雲。有一人中清進士、聞夫子之教、遂棄官不仕、親供灑掃之役、亦奇人也。〕

【大串元善】かの奇人のお名前もうかがえますか。程山夫子は、朱子を奉ずる方でしょうか、はたまた、陸象山を奉ずる方でしょうか。〔夫奇人姓名、亦願聞之。就問程山夫子是宗朱者乎、抑宗陸者乎。〕

【張斐】姓は黄、名は楫です。字は失念しました。程山夫子は特に誰を奉ずることはありません。おおよそ、徳性(心性の修養)と問学(知的な探究)とを兼ね備えておられます。〔姓黄名楫、忘其字矣。夫子未嘗偏宗、大概徳性・問學兼有之也。〕

(『張斐筆語』「大串元善問」、張斐〔撰〕劉玉才・稲畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』、223頁)

「秋水」という字と、「尊徳性と道問学とを兼ねる」学風とに照らすならば、張斐がかつて従学したというこの「程山夫子」が謝文洊を指すのは明らかである(謝文洊について「一鱗」なる別諱は知られていない)<sup>92</sup>。謝文洊は、湯來賀に同じく、着実な実践を重んずる「力行」型の学者であり、王学への批判は処々に見られるが、性理学の面での見解の異同をことさらに問題とする型の学者(例えば『學薈通辯』の著者陳建)とは異なっていた。

謝文洊に関連して言及されている「黄楫」なる人物は、「進士でありながらも棄官して、謝文洊のもとで灑掃の役にあたっている」という。この「奇人」黄楫は、張斐の伝える事跡と「楫」という名から見て、謝文洊門下で「程山六子」の一に数えられる黄熙(萬曆四十八年〔1620〕—康熙二十年〔1681〕)、字は維緝を指すはずである。黄熙は、早年より課試の類にことごとく合格し、順治十五年(1658)に進士に及第するが、道を志して官途を棄て、年少

<sup>92</sup> 『張斐筆語』は、「程山夫子諱一鱗」とするが、青山延光「明遺民張非文傳」は、『筆語』にもとづくことを注記して、「從遺老李一鱗學」としている。『筆語』に、「謝」姓であることが記されていないこともあって、青山延光は、「程山夫子諱一鱗」の「夫子」二字を「李」と見誤ったのではないか。「張斐が“李”一鱗に従学した」のと訛誤は諸所に引き継がれているので特に記す。

の門人たちとともに、四歳しか年の離れていない謝文洵に供奉した。師につかえて謹直である人物が、孝悌につとめぬはずもなく、黄熙は父母への篤い孝養によっても知られ、没して「純孝」と私諡された<sup>93</sup>。

黄熙は、謝文洵の学風を、篤行という一局面に極端化して表出させた感のある人物であり、黄熙の母羅氏の人となりと羅氏への黄熙の孝養については、魏禧と湯來賀が揃って詳述している。魏禧が撰した羅氏八十歳の寿序によれば、羅氏は孝にして勤儉であって、黄熙が進士に及第してもこれに意を措くことなく従来どおり儉約につとめており、黄熙が孝にあつく名利に恬淡たるのは母である羅氏の影響によるものであった<sup>94</sup>。湯來賀は、黄母羅氏に八十歳、九十歳の寿序<sup>95</sup>を贈っており、さらに、「南豊孝廬不火記」一篇を著し、羅氏の没後に黄熙の孝情が起こした奇蹟を伝えている。

甲寅（康熙十三／1674）より以来、江西はおおいに乱れ、人々はやむをえず、山中の砦に退避していたが、火災が多かった。というのは、（山中の砦の家々は）茅で屋根を蔽い、その地は狭く、家屋は密集しており、地形は陰峻で、風は強かったからである。（このような条件のもと）火が盛んにおこれば、ふせぎようがなく、人々はみなこれに苦しんだ。しかし、聞くところでは、蓮花砦には焼けることのない一廬があったという。それは、黄孝子の住む所であった。孝子の母羅氏は、九十歳にして病を得ており、孝子は母を奉じて乱を避けて、この山のいただきにおり、茅を結んで廬をつくり、あまたの廬

<sup>93</sup> 彭任『草亭文集』「黄進士墓表」、247頁D、「…癸卯陳情告養親、得允喜甚。先歲、執贄程山謝秋水先生門、爲性命之學。于是、入則事父母、出則親師友、反得遂其平生素志」。『（乾隆）建昌府志』卷四十五「人物傳九・國朝・黄熙」。道光刊『謝程山集』附録第三卷に、黄熙「哭明學謝夫子文」を収める。謝文洵による程山での講会は当初、邑人から非議されており、進士である黄熙の入門が、程山の講会に対する周囲の認識を改める契機となったという。注29所掲呂妙芬「從儒釋耶三教會遇的背景閱讀謝文洵」を参照。

<sup>94</sup> 魏禧『魏叔子文集外篇』卷十一「黄太夫人八十壽序」、566頁、「『詩』大雅・既醉の最終章を読んでみると、婦人を讃えており、それを「士君子の行いがある」と解している（詩序）。わたしは、以前にはこれを疑ったが、今、黄太夫人羅氏をみて理解することができた。……簡文先生の継室として嫁いでからは、孝行と儉約につとめることによって評判となり、前室の生んだ子を自分の生んだ子であるかのように撫育し、一族の若い女性たちがみなやってきて（太夫人に）学問を習った。自身の子である熙が進士となり、世人は名誉であるとしたが、黄太夫人はまったく心にかげなかつた。……太夫人が、自分の子が進士と成ったのを見ること、布衣であるのをみるのとかわりはなく、十年来、子に禄を求めて自分を奉養させることはせず、粗末な衣食でも、平然として元のやり方を変えることはなかつた。古の賢母とその子の関係を見るに、その気類は、たがいに影響しあうことが多い。……黄熙が仁義を身をもって実践し、努力して怠らず、布衣程山先生（＝謝文洵）に師事して、毅然として「必ず聖賢たらん」とする志を立てたのは、太夫人がそのようにさせたのである。」「嘗讀《詩・既醉》之卒章、其稱婦人、以爲有士君子之行。余嘗疑焉、及今觀黄太夫人而知之。……及繼室簡文先生、以孝謹勤儉聞、撫其前子如己出、族戚諸季女畢來受學。生子熙成進士、時人榮之、而太夫人泊如也。……太夫人視子之成進士與布衣等、十年來不使其子求禄以自養、而粗衣糲食、夷然不改其素。吾嘗觀古賢母之于其子、其氣類固多有以相感者。……熙躬行仁義、勉強不忘、師事布衣程山先生、毅然有必爲聖賢之志、則太夫人有以成之也。」「母と子の間で気類が感ずる」「古賢母之于其子、其氣類固多有以相感者」とは、母子の間で「同気」の関係があることを前提としてのことであろう。魏際瑞と魏禧に見られる「子の同気は父によるものであって母によるものではない」「（子にとって）父は種、母は圃（はたけ）」という片言を、「母子間では気の継承関係は存在しない」という一般論として理解すべきでないことについては、佐々木愛「近世中国における生命発生論——母子間の継承関係と父系制」（小浜正子・板橋暁子〔編著〕『東アジアの家族とセクシュアリティ——規範と逸脱』、京都大学出版会、2002年）を参照。

<sup>95</sup> 『内省齋文集』卷二十四「黄母羅太夫人八十序」、同「黄太夫人九十序」。

のうちにあった。乙卯（康熙十四）の冬、母羅氏は亡くなった。ある晩に突然、火災が起り、烈火が天にあふれんばかりであった。黄孝子が天に向かって泣きさけび拝し祈り、母の棺を撫しておおいに慟哭した。ほどなくして火災は鎮まったが、あまたの廬は焼きつくされた。ただ、黄孝子のいたところだけはもとのままであった。わたしはこれを見て不思議なことだと思い、くわしくその事情を調べた。名を甲榜に連ねて進士となった者がいて、黄熙の従弟であり、わたしに語って言った。「火災の起こる前日の晩、その家では次のような夢を見た。——赤い衣服をまとった一人物が山砦に入ると、地に紅光が満ちた。ちょうど一匹の龍がその廬の周りをぐるりと囲み、水をそそいだ。——後で、火災が発生するに及んで、四方はいずれも茅廬がわずかばかりしか離れていなかったのに、（孝子の廬は）燃えなかったのは、この神異によつてのことである」。わたしは、これを聞くと嘆じていった。「至孝が天にとどくこと、このようであるか」と。（『内省齋文集』卷十二「南豊孝廬不火記」、二十葉表／366 頁 A、〔甲寅以來、江右大亂、人不得已、避居山砦、又多火災。蓋以茅覆屋。其地隘、其居密、其勢峻、其風烈。火熾則莫能禦、人咸苦之。獨聞蓮花砦有一廬不火者、則黃孝子所居也。孝子母羅氏、年九十病、孝子奉母避亂、居此山巔、結茅爲廬、處衆廬之中。乙卯冬母卒、忽一宵火起、烈焰滿天、孝子向天號泣拜禱、撫棺大慟。須臾火滅、衆廬皆毀燼矣。惟孝子所居無恙。予聞而異之、詳詢其故。有名聯甲者、其從弟也。語予曰「火前一夕、其家夢一緋衣入砦、徧地紅光。適有一龍、環繞其廬、以水沃之。及後火發、四面皆茅廬相去咫尺、而火特不燃者、賴有此也」。予聞而嘆曰「至孝之格天如是乎。」〕）

三藩の乱の時期、黄熙は、齡九十に及んでいた母羅氏をともなつて山中の砦（蓮花砦）に退避しており、この退避先で羅氏は没する。山砦は多数の廬が密集し、険しい地形のもと強風が吹くという環境であり、おり悪しく火災が発生すると、周辺は火に包まれてしまった。この時、黄熙が天に哭して羅氏の棺を撫したところ、黄氏の廬のみが焼け残った。この奇跡には、「緋衣の人物が山砦に踏み入ったが、龍が黄氏の廬に水をめぐらした」との夢兆がともなっていたという。母を思う孝子の悲痛な哀情が神異をもたらしただけでなく、黄熙を主人公として湯來賀が書き留めた孝子譚の筋書きである。

張斐と大串元善の間で話題にのぼった黄熙とは、こうした孝子譚の主人公たりうるという意味での「奇人」であった。張斐と縁故のある錚々たる顔ぶれを見渡しても、「奇人」という言葉が似つかわしいという点では、およそ張斐本人——復明を志して奔走し、二度にわたって渡海し、日本の人士に感銘を与えた——にまさる者はいないかにも感じられるのであるが、我々がその張斐なり、あるいは魏禧の筆下に成る「大鐵椎」なりを典型に思い描くところの「奇人」「異人」——魏禧のいう「豪俊俠烈魁奇之士」<sup>96</sup>——と、黄熙のあり様とは、趣きを

<sup>96</sup> 魏禧『魏叔子文集外篇』卷十七「大鐵椎傳」、789 頁、「……因問「數游南北、逢異人乎？」、子燦爲述大鐵椎、作《大鐵椎傳》。……予讀陳同甫《中興遺書》、豪俊俠烈魁奇之士、泯泯然不見功名於世者、又何多也」、張斐『莽蒼園詩稿餘』卷下「贈俠客」序、『莽蒼園稿』106 頁、「此俠客自是奇人、善劍術、隨行挾兩大鐵椎、人皆呼爲大鐵椎。……魏叔子爲作《大鐵椎傳》、可與史遷相上下」、魏禧が記録するところで

異にする。同じく孝子伝の範囲において対比すると、魏禧が呉紹宗（建昌府新城縣の人）について述べた「吳孝子傳」は<sup>97</sup>、悲痛な孝情が奇蹟をもたらすという筋立ては「南豊孝慮不火記」に同じであるが、件の吳孝子の行動たるや、「大華山の崖下に身を投じて病臥の父の命に代える」というものであり、黄孝子が、「天に向かって泣き祈り、棺を撫して大いに働いた」のに比べて随分と矯激である。黄熙が、「奇人」たるゆえんとは、行誼のひたむきさに存するのであり、激しさや奇矯さを旨とする「奇」とは異なっていた。明末清初思想の「実践派」好みの「奇人」像と言えようか。

そもそも、張斐が、「程山夫子」こと謝文洵を話題にのぼしたのは、程山が易堂と並ぶ江西の士大夫集団であるからというよりは、「着実な躬行を重んじる」型の学者として、性理の学の論争に終始する風潮に対置してのことであった。そして、程山における謝文洵の門人たちのうちでも、特に黄熙が挙げられたのは、官途という名利を擲ち、謝氏にひたむきに師事するその姿勢が、謝文洵の学の「着実な躬行」を如実に物語るがゆえであろう。張斐と大串元善との対話のうちで、黄熙の「孝」が話題にのぼったわけではないが、黄熙という人物のどの部分を見るべき点と考えるかについて、張斐と湯來賀「南豊孝慮不火記」との間に隔たりはなく、要するに、両者はそろって、「行いの篤実さや孝情の真率さに際立ったところがある」という点に、黄熙の本領を見てとっていたと言えよう。

謝文洵と黄熙、それに、「南豊孝慮不火記」を撰して黄熙の徳行を顕彰した湯來賀との間で共有されていた学風は、このように、ごく断片的な形ではあるものの、張斐を介して同時代日本に伝えられた。張斐が日本人学者に伝えた同時代中国の思想・学術の状況のうちでも、魏氏兄弟の経世を旨とした古文や、顧祖禹の歴史地理学に比べると、「着実な躬行」とは、いかにも地味であり、明末清初という時代の個性を欠くかに見える。しかしながら、張斐にとって、謝文洵の学やこれを体現する黄熙の篤行は、「朱子と陸象山のどちらが正しいのか」といった性理学上の学派争いに終始する風潮に対する薬石として、特に日本人に紹介するに足るものであり、「着実な躬行」は、実際政治への応用を主眼とした経史の学と並んで、明末清初の学における「経世致用の学」の一翼を担っていた。こと、湯來賀についていえば、江戸期の日本においては、「水戸侯宰相上公六十壽序」一篇と「清の粟を食はずして隠るる者」<sup>98</sup>という情報より他は知られるところがなく、彼が「揚善」の主旨のもとに数多く著した伝・記・序類はおそらく読まれることはなかった。しかしながら、「南豊孝慮不火記」に見えるところの湯來賀の学は、「水戸侯宰相上公六十壽序」一篇のうちに、「位の爲に驕らず、禄の爲に侈ならず…兄弟に篤く、友愛して讓ること多し」という「篤行の君子」に傾いた徳川光圀像として表現され、日本に伝えられたと解することもできるのではないか。

---

は、永平で魏際瑞と交流した朝鮮人使者鄭崇も（注91）、当初、土地の衆人にまぎれる魏際瑞を見出した時に、「君非此間人、殆中國奇士」と呼び掛けている（魏禧『魏叔子文集外篇』卷十八「先伯兄墓誌銘」、964頁）。

<sup>97</sup> 魏禧『魏叔子文集外篇』卷十七「吳孝子傳」。『建昌府志』卷四十三・人物傳七は、魏禧「吳孝子傳」にもとづき呉紹宗を立伝している。

<sup>98</sup> 宇佐美充「書刻張非文眞跡後」、『莽蒼園稿』266頁、「既非文使其友前兵部侍郎湯來賀作公六十壽序以呈、來賀亦不食清粟而隱者也。」

## 結論

湯來賀は、在官期以来、道徳的実践を勧奨する教化（勸善）と、救恤・義塚に類した慈善活動（施善）とに関心を寄せており、道徳的実践と慈善の模範例を記録し、これを顕彰することにつとめた。「人の善を道（い）うを楽しむ」（『論語』季氏）、「悪を隠し善を揚ぐ」（『中庸』）とは、湯來賀の学の宗旨に相当するものであって、湯來賀が、「勸善」「施善」につとめた人士を称えている「好揚人之善、周人之急」<sup>99</sup>とは、そのまま彼の理想の形象であろう。湯來賀は、「揚善」によって人々を感化し<sup>100</sup>、道徳的実践と慈善活動との両面にわたって後押しする（＝「施善」をも包括した「広義の勸善」）ことを目指しており<sup>101</sup>、顕彰を趣旨とした伝・記・序類の執筆は、間接的とはいえ「勸善」「施善」の意義を担っていた。明末清初における経世致用の学の「実践派」の傾向が、「勸善と施善を重んじ、揚善を通じてこれを後押しする」という面に表出したものといえよう。

「人々に向けて善を顕彰しこれを勧奨する」という目的に発していることは湯來賀がどのような実践をとりあげ、どのように表現するかを方向づけた。彼がとりあげようとするのは、孝についていえば、割股に類する極端な行いではなく、ごく当たり前の孝〔日常當行之孝〕であった。また、表現の面では、教化と慈善を論ずる湯來賀の文章は、ごく当たり前の道理をくどいほどに懇切に説くのを特徴とした<sup>102</sup>。湯來賀が、『庸書』の著者張貞生の文章を評して、「賢智の人にしか得るところのない“風雲月露”ではなく、庶民であっても価値がわかって大切に“布帛菽粟”に類した文章だ」と評するのは、自身の理想を張氏の文章に見て取ったことであろう。

箕山（張貞生）の文は後世に伝わるであろうか。いにしえより、立言の難しいことにかけては、歐陽公（脩）ほどの才と識をもってすらなお確実には期し難いことを嘆かれたのであり、「草木の咲き誇る花が風に散り漂い、鳥獸の美しい声が耳を通り過ぎるも同然に、後世には残るまい」とされたのは（歐陽脩「送徐無黨南歸序」）、何とつつましいことであろうか。……風雨月露に類した（趣きがあるというだけの）情景でも、人の性

<sup>99</sup> 「好揚人之善、周人之急」は、林春澤の伝で、春澤の父養徳公を形容した語（『内省齋文集』巻九「福州人瑞翁傳」）。

<sup>100</sup> 謝文滄は、湯來賀が盧遼のために著した伝（注102参照）の評語において、湯來賀の文筆が、顕彰と教化を趣旨とすることを、「表章以風後世」と表現する。『内省齋文集』巻九「盧雲路先生傳」、謝文滄評語、五葉表／321頁B、「（寧都の）邑中の士庶はみな魯公（遼）の善行を讀えており、先生は聞き取って伝に盛り込んだ。すべてが事実であり、表章して後世の人々を感化することについてゆるがせていない。」「邑中士庶、無不頌盧公善行者。先生採聞入傳、字字皆實、表章以風後世、自不容緩。〕

<sup>101</sup> 『内省齋文集』所収の諸篇に見える「揚善」への志向は、同書の序文・評語がしばしば指摘するところである。張貞生「内省齋文集序」、『内省齋文集』巻首、張序二葉表／221頁C、「湯先生の生涯をたどると、「善を好む」ことを心にかけて。一善を見て実践するには、しっかりと行わないことをひたすら恐れ、一善を耳にしてこれを表彰するにはそのすみやかでないことをひたすら恐れた。」「跡其生平、無一不以好善爲心。見一善焉行之、惟恐不堅。聞一善焉譽之、惟恐不亟。湯來賀の文章について指摘されるこうした特徴は、湯來賀が曾鞏の文について述べるどころと重なる（注6）。

<sup>102</sup> 王漢「内省齋文集序」、『内省齋文集』巻首、王序一葉裏／220頁B、「民情と吏治、風俗を醇良とする上で助けとなる事柄は、周到にして反覆し、ともすれば再三にわたって意を伝えた。」「凡有裨民情吏治維風厚俗之事、周詳反覆、往往三致意焉。〕

情をよろこばせ、人の見聞を広げ、人の思索を起すものである。しかし、こうした情景に接して得るところがあるのは、賢智の人であってこそのことだ。一方、布帛菽粟に類した着る物・食べる物であれば、愚夫愚婦であっても、宝と見做してこれを軽んじない。文章についても、これと同じではないか。……箕山（張貞生）は六経にもとづき、その意は、己を正して人を正し文章を正して誠を確立するという点にあり、いずれも、「布帛菽粟の文」であって、「風雲月露の文」ではない。そうであれば、箕山の文は必ず伝わることであろう。（湯來賀「庸書序」、張貞生『庸書』巻首、五葉裏／3頁D、〔今夫風雨月露、非不怡人之性情也、非不擴人之見聞也、非不起人之思悟也。然惟賢智遇之、斯爲得耳。若夫布帛菽粟、則愚夫愚婦皆能寶之而不敢輕。其於文也、豈異是哉。……箕山原本六經、而意在正己以正人修詞立誠、皆布帛菽粟之文、而非風雲月露之文也。然則箕山其洵傳矣。〕）

内容と修辭のいずれの面からみても、湯來賀の記・伝・序の類は、魏禧や徐芳といった彼と関わり深い名手たちの「奇人伝」とは、趣をことにする。張斐が、日本人学者との交流で話題にのぼした程山の黄熙に見られるように、「平凡な行いであっても、孝情のひたむきさに際立つ所がある」のが、湯來賀がことさらに顕彰しようとする人物であり、彼のこうした志向には、謝文沅をも含めた「実践派」型の傾向の反映を見て取ることができる。湯來賀が、「水戸侯宰相上公六十壽序」において、「東方に異人有り」として描出した徳川光圀の像が、「みずからを律し家族倫理に篤く、朱之瑜を師として孜々として学につとめ」といういたって篤実な君子の像に落ち着いているのは、基本的には張斐の伝えた光圀の情報にもとづくものであるとして、一面、湯來賀の関心に左右されたところがあったかもしれない。もし、張斐渡日の時点で魏禧が存命であり、張斐が魏禧に対しても徳川光圀六十寿序の撰述を依頼していたならば、その筆下にどのような徳川光圀像が描かれたであろうか<sup>103</sup>。

## 附載

### 〔1〕湯來賀「水戸侯宰相上公六十壽序」（恭祝日本水戸侯宰相上公六袞榮壽序）

国立公文書館所蔵張斐撰「呂文肅公傳」附録。明治十九年写本。

〔原文〕

恭祝日本水戸侯宰相上公<sup>104</sup>六袞榮壽序

惟來賀蓬居於雩都之山二十七年矣。今已及髦、中原事且不問、況海外乎。方將于赤霞白岳<sup>105</sup>

<sup>103</sup> 湯來賀と魏禧とが、同一の人物について顕彰を趣旨とする伝・序の類をそれぞれ執筆していた事例（注 42）の一つに、盧達（寧都縣出身の明朝官僚）の伝があり、湯來賀撰の盧達伝にのみ、「公以孺慕終其身、得全于天也」云々と父母に対する盧達の奉養の委細が記述されている。『内省齋文集』巻九「盧雲路先生傳」、魏禧『魏叔子文集外篇』巻九「明太常寺少卿盧公傳」。盧氏と魏禧は姻戚（盧達の曾孫が、魏際瑞の子世傑の妻）である。

<sup>104</sup> 「上公」……周制にあつて三公のうち特別な待遇を与えられた者。『周禮』春官・典命「上公命爲伯」、鄭玄注「上公謂王之三公有德者加命爲二伯。二王之後亦爲上公」。水戸藩主が、親藩のうちでも特別待遇として定府していたことを、「三公のうちの上公」に擬えるか。

<sup>105</sup> 「赤霞白岳」……「赤霞」は、丹霞山（廣東韶州府仁化縣。仙居岩道觀が所在）を、「白岳」は齊雲山（安徽の黄山山脈に連なる。道教の名山。明嘉靖年間に、「白嶽」から改名）をそれぞれ指すか。

諸峰盤遊、而冀仙人之一遇、杖策而上其巔。觀日出之所、知其下有蓬瀛三山、縹緲於雲際、我老不能至。庶幾有浮槎而濟其涯者、歸而語我、得異聞焉。未幾、有使者叩門、啓而問之、則爲吾友張客星之使。其言曰——

敬奉書。小人自東海來往還徒涉、計程一萬八千餘里、可謂勤矣。明年六月十日以日本水戸侯宰相源君嶽降之辰。敢乞言、用昭明休德以耀于友邦。唯不吝錫之以言。

嘻余聞之而異。此千古以來所未有之事也。日本蓋懸居于海、其距仙人之宅、幾何里、我則不知、而竊喜此一異聞也。向之妄意、今果然矣。年雖老、其可以辭。謹按來書、次第其事以獻。叙曰——

惟侯先世有勞績于王家、旂常翼々、照繖龍蛇。暨侯之生、承光<sup>106</sup>籍寵、以貴以親、又加以賢。流澤既遠、保世彌大。其立身也、不爲位驕、不爲祿侈、遠聲色、疏貨財、與人同情、不與人同好。我聞之、嗜慾寡者壽年長。如是可祝矣。

雖然未及其家、而侯則篤于兄弟<sup>107</sup>、友愛而多讓、子姓森々、式昭以序。姑姊妹之嫁者、錫所有以厚之、其臣僕之老者、禮敬而賜之几杖<sup>108</sup>、以優之。宮門內外、肅雍穆如。我聞之、和氣致祥、宜壽且康。如是可祝矣。

雖然未及其國、而侯則出佐邦治、無大無小悉乘以法。利之興者、若決流川、弊之去者、若振落葉。民俗濼々、咸受其福。我聞之、生萬人者、壽百歲。如是可祝矣。

雖然此猶一國之私、未及天下之公也。天下之公、風俗不以殊、疆域不以分、磅薄四暨、沛然若注、其應者若谷之答響。昔我耆老海門先生、抗伯夷之節、蹈魯連之風<sup>109</sup>、潔身去國。惟侯是依、侯亦惟先生是重、朝焉考道、暮焉讀書、孜孜惟古之令辟爲不及。蓋今已六十歲矣、而侯之名、早以遠著、中原之人亦既聞之。其興感而起者皆曰「侯賢」、此非一國之私言、天下之公言也。夫言出于私、則近諛、言出于公、則本正。我得此說、以爲侯進無疆之休、與德俱盛。近者是覩、遠者是聽。寔係天下之望、豈曰予一國之慶。

昔者衛之武公<sup>110</sup>、年髦老而好修、惧人之不教戒我而諛我、而國之人則相與咏歌嗟歎之。

<sup>106</sup> 「承光」……文字通りには、「光を承ける」。寛永十三年（1363）、九歳での元服にあたって、家光からの偏諱を与えられて、「光圀」を諱としたことと重ねて表現する。

<sup>107</sup> 「侯則篤于兄弟」……光圀は、『史記』伯夷列傳を読んで感じるどころがあり、兄頼重の子である綱方を養嗣子にむかえた。鈴木暎一『徳川光圀』（吉川弘文館・人物叢書、2006年）、第二、世子光圀の起伏 二、反省と立志。

<sup>108</sup> 「几杖」……敬老の趣旨により、高齢者に「脇息と杖」が贈られた。礼の定めるところ、大夫は七十歳をむかえれば致仕し、もしこれに致仕を認めない場合には、安息のための几杖を与えて労苦を軽減させる（『禮記』曲禮上）。また、養老の礼においても、几杖を与えるとされる（『禮記』月令・仲秋）。『禮記』曲禮上「大夫七十而致事。若不得謝、則必賜之几杖、行役以婦人、適四方、乘安車、自稱曰老夫。」。『禮記』月令「仲秋之月……是月也、養衰老、授几杖、行糜粥飲食」。寛文九年（1669）、朱之瑜（舜水）七十歳にあたり、朱之瑜と徳川光圀は、礼に沿って「七十歳を迎えての致仕の申し出、これに対する慰留、養老礼における几杖の賜与」をひとつとおり行っている。「先生歳七十、自以年老神耗、欲辭西歸、乃啓陳其意。上公嘉其肫篤、慰勉款曲、先生不得已而從。十一月十二日、先生誕日、上公設養老之禮、饗先生於後樂園、授几杖而禮養。」（今井弘濟・安積覺「舜水先生行實」、己酉・寛文九年條。『朱舜水集』、中華書局、1981年。619頁）

<sup>109</sup> 「魯連之風」……戦国の游説家であった魯仲連（齊の出身）は、弁舌と文筆によって功績を挙げた後、賞与を断つて辞去し、あるいは海上に逃げ隠れた。『史記』卷八十三「魯仲連傳」。

<sup>110</sup> 「衛之武公」……衛の武公（周の東遷期）は、齡九十五にして、みずからの高齢ゆえに人がはばかりて諫言しなくなることを危惧し、自身を諫めるように求め、かつ、「抑」詩（『詩』大雅）をつくって自らを戒めた。人々は、武公が没すると、「睿聖武公」と諡（おくりな）した。武公の高齡と自戒は、楚の左

今《抑》之諸篇是也。故稱之曰「睿聖」。夫侯之年未及于衛武、而德之修其可幾于聖、亦未有艾也。然則來賀之爲此言、不敢諛而以頌。地雖處遠、亦得比于國人之咏歌而嗟歎矣。豈不與有榮乎。

他日望氣占東方、有異人、必侯也已。且語客星其呼崑崙使者<sup>111</sup>、以溟渤爲酒漿、北斗爲盞、酌而獻之<sup>112</sup>、以遙爲我預祝可也。謹叙。

前賜進士出身、歷禮戸二科給事、遷都察院左僉都御史兼兵部右侍郎、江西建昌遺老湯來賀頓首撰。

〔訳文〕

日本の水戸侯宰相上公の六十歳の長寿を謹んでお祝いする序

わたくし湯來賀は、雩都（江西省贛州府雩都縣）の山にてわび住まいすること二十七年になります。今、すでに七十歳におよび中原のことさえ気にかけておりませんから、まして海外のこととなれば、あずかり知るところではありませんでした。赤霞、白岳といった山々をめぐる歩き、仙人と出会うことを願い、杖に身をあずけて、その頂（いただき）にのぼりました。日ののぼるところを眺めては、その下には、東海中の蓬萊山・方丈山・瀛洲山があり、雲の際にかすかにただようかに見えるのを知りはしましたが、年老いたわたしはそこに至ることはできません。いかだを浮かべてその果てにまで渡る者があって、帰ってわたしに語り、それによって異聞を得ることができればと願っておりました。ほどなくして、門を叩く使者があり、門をひらいて問うたところ、わが友張客星（張斐）の使いでありました。その言は次のようでした。

つつしんでお手紙をさしあげます。わたしは、東海を往来して渡り、路程をはかりますと、一万八千余里に及びます。力を尽くしたと言い得るでしょう。明年の六月十日、日本の水戸侯宰相源君の生誕の時日にあたります。水戸侯のすぐれた徳を明らかにし、友好の隣国に輝かせるように、お言葉をいただきたく存じます。どうか、惜しまれることなくお言葉を賜りますように。

ああ、わたしは、このことを聞いて特別なことだと感じました。これは、千古以来ついでなかったことです。日本は、海に浮かび、仙人の居所からどれほど離れているか、わたしは知りませんが、この一異聞を得てうれしく思います。以前に、わたしがなんととはなしに願

---

史倚相が、公子廩に告げた語のうちに見える（『國語』楚語上および『詩』大雅・抑序）。湯來賀「徳川光圀六十寿序」は、抑詩を、衛武公自身の歌ではなく、衛の国人が武公を称えて歌った詩として論を進めている。湯來賀撰の冒襄五十寿序（順治十七年〔1660〕）、謝文海撰の湯來賀七十二寿序（康熙十七年〔1678〕）に、いずれも、衛武公の自戒が、「高齢に至っても修徳につとめる」ことを表現する典故として用いられる。「昔人謂五十爲始衰。然君子之爲世重也、固不以年力爲盛衰。且吾儒之學、自強不息、豈可以衰自待乎。衛武公行年九十有五、猶作《抑》戒以自箴、而況五十乎」（湯來賀『内省齋文集』卷二十三「冒辟疆五十序」）、「文海往讀衛武公懿戒之詩、見其於言語威儀之間、往復諄切。」（謝文海『謝程山文集』卷十五「大司馬湯惕庵先生七十有二期序」）。

<sup>111</sup> 「且語客星其呼崑崙使者」……この箇所を、意味がとれない。待考。

<sup>112</sup> 「以溟渤爲酒漿、北斗爲盞、酌而獻之」……「空の北斗星を酒器として海原から酒を酌む」は、『詩』谷風之什・大東に「北に斗（ひしゃく）があるが、酒漿をくむことはできない」〔維北有斗、不可以挹酒漿〕とあるのを踏まえる。

ったことが、今、(張客星が海外の異聞をもたらしてくれたことで) 実現したわけです。年老いたとはいっても、どうしてお断りすることがありましようか。つつしんで、お手紙を参照し、その事を順につらねて献じましよう。序に曰く――

水戸侯の先代は、王家に対して功績があり、軍旗は整い並び、儀仗をそなえた行列は龍蛇さならに長く続くという盛観を呈しました。水戸侯の生まれるに及んで、威光をひきつぎ(、「光」を偏諱として受け)寵愛を受け、高貴にして(將軍の)一族であり、加えて、賢明でもあられました。長きにわたる先祖のめぐみを受け、爵禄を保っては、ますます盛んでした。成人を迎えられても、位を頼みに驕ることはなく、禄によって贅沢をすることはなく、音曲や女色の楽しみを遠ざけ、貨財を軽んぜられました。一般の人々と感情を同じくはしますが、嗜好を同じくすることはありませんでした。わたしが聞きますに、「嗜欲の少ない者は、寿命が長い」とのことです。(水戸侯が徳を修めて長命を得ることが)このようであられるのは、お祝いするにあたいします。

(水戸侯の徳は)このようではありますけれども、(その徳のはたらきは)その家にまで及んだことにはまだありません。(では家についてはどうかといえば――)水戸侯は、兄弟たちを大切にし、友愛にかなない譲るところが多くありました。子孫がたは、茂るがごとくに数多く、輝かしく整然と居並んでおられます。姉妹がたが嫁ぐ時には、自身のものを割いて手厚くし、家臣中の老年の者に対しては、敬い接し、脇息と杖を賜って優遇されました。(親族と家臣を大切にされたことで)宮門の内外は、やわらぎ穏やかでありました。わたしが聞きますに、「やわらいだ風気はさいわいをもたらす」とのことですから、長命にして安らかであるのも道理であるわけです。(水戸侯が家をやわらげて健康でいらっしやることが)このようであるのは、お祝いするにあたいします。

(水戸侯の徳が家に及ぶことは)このようでありますけれども(その徳のはたらきは)その国にはまだ及んだことにはまだありません。(では国についてはどうかといえば――)水戸侯は出でて日本国の統治をたすけられますと、大事か小事かを問わず、すべて法にのっとって行われました。利を興すことについては、決壊させて河川を流すかのように果敢であり、弊害を去ることについては、落ち葉を揺らすかのようにばっさりとおこなわれます。人民の風気は温和となり、みながその福利を享受しました。わたしが聞きますに、「万人を生かす者は百歳の長命を得る」とのことです。(水戸侯が日本国の人民にめぐみをもたらして長命を得られることが)このようであるのは、お祝いするにあたいします。

(水戸侯の徳が一国に及ぶことは)このようでありますけれども、(その徳のはたらきは)「一国の範囲に限っての“私”」たるにとどまり、「天下全体にわたっての“公”」に及んだことにはまだありません。(では天下についてはどうかといえば――)「天下にとっての“公”」であれば、風俗の差異に応じて異なることはなく、領域によって区別されることはなく、みちみちて四方へと及び、注ぐかのごとくに四方へと及び、空谷にあって響きに応えるかのように呼応するものです。昔、わが先輩の海門先生(=朱之瑜)は、伯夷と同様の節義を高く掲げて魯仲連の処身に倣い従って、一身を潔くして国を去りま

した。(海門先生は)水戸侯をこそ頼みとし、水戸侯もまた海門先生を重んじ、朝には道を考え、暮れには書を読み、孜々としてつとめられることは、いにしへの聖王も及ばないほどでした。今、すでに六十歳になられますが、水戸侯のお名前は、早くに遠くまで知られ、中原の人も耳にしています。感動して奮い立った者は、みな「水戸侯は賢である」と言っており、これは、一国だけに限られた“私”なる言ではなく、天下にわたっての“公”なる言です。言が“私”に発すれば、阿諛に近く、言が“公”に出れば、正しさに本づくことになります。わたしは、この説(=「水戸侯が賢である」との“公”なる言)を得て、「水戸侯が無限の立派さへと進まれ、徳とともに盛んであられる」と考えました。近い者は目にし、遠い者は耳にし、実に天下の期待を担っていらっしゃるのであり、わたくし一国にとつてのみの慶事であるということがありましようか。

昔、衛の武公は、老年に及んでも徳を修めることを好み、人が自分を教え戒めずへつらうのを危惧しましたので、衛国の人は武公を歌いたたえました。今、『詩』衛風・抑の諸篇がこれであり、そうしたわけで、武公を「睿聖」と称したのです。水戸侯の年齢は、衛の武公にはまだ及びませんが、徳を修めたことについては「聖」の境地に近く、それでいてまだ止まることはありません。このようであるからには、わたし湯來賀がこうした言をなすのも、阿諛して称賛していることにはなりません。遠くの地にあるとはいっても、衛国の人が(武公を)たたえ歌ったのと同様だと言えるのであって、(わたしにとつても)喜ばしいことでありましよう。

他日、気を観察して東方を占いますに、「異人有り」とのことでしたが、きっと、水戸侯のことを指していたのでしょう。さしあたり、張客星に語って、「(西王母の遣わしたという)崑崙山からの使者」と呼び、広い海原を酒の代わりとし、北斗をさかずきの代わりとして酌み飲じ、わたくしの遠くからのお祝いとしてもよいでしょう。以上、謹んでお祝い述べます。

前の賜進士出身、禮部および戸部給事中を経て都察院左僉都御史兼兵部右侍郎に遷りました江西建昌の遺老湯來賀、頓首して撰す。

## 〔2〕『乾隆建昌府志』所載「湯來賀傳」

孟昭〔修〕黄祐等〔纂〕『乾隆重修建昌府志』卷四十四「人物傳・明・湯來賀」

〔原文〕

湯來賀、字佐平、號惕菴。南豐人。紹中子。崇禎庚辰進士、司理揚州、以廉著。歲荒、賀設策賑濟全活萬計。平反滯獄大辟以上者二百餘人。巨盜出入淮揚間、賀出奇計擒之。督饒中貴、強郡縣行屬禮、賀不爲屈。史可法奇其才、推爲天下治行第一。擢刑垣、彈馬士英不報、逾旬改主事、出爲粵東海道。海寇羅亞福者、聚衆數萬、勢張甚。繫其父數年、賀見之曰「罪人不孥顧及其父耶」、趨釋之。所司爭謂且獲重譴、賀不聽。三日亞福降、賀單騎出受之、動以忠孝。亞福感泣、誓以死報、竟立功、官至總兵、殉難死。至香山、獄囚八十餘人皆相國何吾驥僕所請禁者、來賀釋之、而置其僕於法。旋以撫寇功晉本省左布政。唐王僭於閩、苦餉不支、將由建寧就何騰蛟於楚。適賀自廣東運餉十萬由海道至、王喜擢戶部侍郎、旋改兵部兼巡撫、疏陳「據形勢」

「愼爵賞」「練兵」「裕餉」四事。以忤何吾騶、調發不應。永明王據西粵以本兵兼都御史召、不就、歸爲遺民、年纔四十。順治五年、譚將軍委湖東道莫可期、齋書造門、欲以人望薦、來賀婉辭焉。久之、當事聘主鹿洞教、學者雲集。年八十二、賦十哀詩卒。門人私諡曰「文恪」。所著有《內省齋集》《鹿洞邇言》《居恒語錄》《廣陵東粵政事》諸書。子永誠・永寬、並有文名。（注。《明史・唐王傳》、《西江志》）

### 〔3〕『嘉慶揚州府志』所載「湯來賀傳」

張世浣等〔修〕姚文田等〔纂〕『嘉慶重修揚州府志』卷四十四「官蹟二・湯來賀」

〔原文〕

湯來賀、字佐平。江西南豐人、進士崇禎十三年、授揚州推官。時歲大荒、來賀請得米五千石及募輸之穀、設厰煮粥、更立藥局以救饑民之病者。仍以餘米及贖鍰購麥、備來歲賑。次年果復饑、分坊案籍、人各與麥一升。復乞改折漕糧、民省四倍之輸。漕撫都御史史可法疏薦其能。會中貴督饒來揚、強郡邑行屬禮、來賀不從、移書諸縣令、曰「此膝一屈、不可復伸。諸君但以余爲辭、彼必怨我。願爲諸君獨肩之」、其風概如此。尋內召以忤時相、僅授部主事歷官廣東觀察（注。《康熙志》）

### 〔主要一次文献一覽〕

- 湯來賀〔撰〕『內省齋文集』、『四庫全書存目叢書』集部第 199 冊（拋清康熙刻本影印）、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997 年
- 彭士望〔撰〕『恥躬堂文鈔』、『四庫禁燬書叢刊』集部第 52 冊（拋咸豐刊本影印）、北京出版社、1998 年
- 謝文洊〔撰〕『謝程山集』附『程山謝明學先生年譜』、『四庫全書存目叢書』集部第 209 冊（拋道光刻本影印）、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997 年
- 張貞生〔撰〕『庸書』、『四庫全書存目叢書』集部第 229 冊（拋康熙刻本影印）、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997 年
- 彭任〔撰〕『草亭文集』、『四庫全書存目叢書』集部第 236 冊（拋清刻本影印）、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997 年
- 魏禧〔撰〕胡守仁・姚品文・王能憲〔校点〕『魏叔子文集』、中華書局、2003 年
- 張斐〔撰〕劉玉才・稻畑耕一郎〔編〕『莽蒼園稿』、鳳凰出版社、2010 年

### \* 後記

本稿は、国際日本文化研究センター・共同研究「比較のなかの「東アジア」の「近世」—新しい世界史の認識と構想のために—」2022 年度第 2 回研究会（2022 年 9 月 17 日）において行った報告「明清交替期における孝実践・善挙および「奇人」伝——湯來賀とその時代」にもとづく。同共同研究の代表者である伊東貴之教授（国際日本文化研究センター）と、研究会において御意見をいただいた方々に記して感謝する。